

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 7 月 4 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 5 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、林下副委員長、石田・高橋（克幸）・川畑・ 前田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、石田委員、高橋克幸委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）近藤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業について、昨年の第 2 回定例会の当委員会で報告した以降の進捗状況について報告いたします。

まず、用地取得状況でございますが、市道及び国道管理につきましては、平成 26 年度で全て完了しております。

次に、工事状況でございますが、資料をごらんください。

市道管理につきましては、資料左上の青色で表記してございます。

新国道 5 号から忍路市街地へと続く市道忍路本通線において、土工、緑化、排水工、迂回路等の一部を昨年引き続き 5 月から着手しております。

次に、国道関連につきましては、資料中央の赤色で表記しておりますトンネル工事を平成 25 年 11 月に着手し、平成 28 年 3 月に貫通式を行っております。平成 28 年度は、巻立工を実施すると聞いてございます。

資料左側の緑色で表記しております忍路地区の開削部で、土工、緑化、排水工等の一部を昨年引き続き、5 月から着手してございます。

なお、事業完成の時期は未定とのことですが、今後、小樽開発建設部では早期の開通を目指し、新国道トンネルを含めた国道や市道の工事を順次進めていく予定と聞いているところでございます。

○委員長

「空家実態調査の結果について」

○（建設）川嶋主幹

平成 27 年度に実施いたしました空家実態調査の結果について報告いたします。

資料をごらんください。

本調査の概要ですが、本調査は、市内の空き家の状況を把握し、今後の空き家対策に関する基礎資料の整備を目的に、平成 27 年 8 月 26 日から平成 28 年 3 月 22 日までの期間、市内全域を対象とし、現地調査により空き家の屋根や外壁などの破損やごみの投棄、雑草の繁茂などの状況、また、冬季には、屋根からの落雪の影響などを目視により確認したものです。

調査の結果、市内全域で 2,423 件の空き家が確認され、資料の下に凡例を記載しておりますが、空き家の管理状態別では、「良好」が 985 件で全体の 41%、「不全」が 386 件で 16%、「準不全」、このまま放置すると不全となるもの、いわゆる不全予備軍が 1,052 件で 43%、市内の建物数に占める空き家の割合、空き家率は 5.1%でした。

総合計画における地区区分別の空き家率は手宮地区で 9.6%、塩谷地区で 6.7%と高く、朝里地区で 2.9%、銭函地区で 3.3%と低くなっております。

これらの結果は、今後、空家等対策計画の策定や特定空家等の認定基準の作成、良好な空き家の活用方策の検討

などの資料として活用してまいります。

また、それぞれの空き家の情報をデータベースで管理し、今後の状況の変化を把握していくこととしております。

最後になりますが、去る 5 月 27 日、第 1 回小樽市空家等対策会議が公募委員 4 名を含む 14 名の委員で開催され、会長には小樽商科大学の大津准教授、副会長には北海道職業能力開発大学校の上中准教授が、それぞれ選任されております。

今後、11 月を目途に、あと 4 回ほど会議を開催し、小樽市空家等対策計画案を策定する予定であります。

○委員長

「貸出ダンプ制度の検討について」

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度の検討について報告をいたします。

この制度は、昭和 54 年に創設され、長きにわたり市民の皆さんに利用されてきております。しかし、利用団体の増加などにより経費が増加傾向にあるため、制度の検討を行うため、現状と課題についてまとめたものです。

配付しております資料に基づいて説明いたします。

初めに、現状については、「（1）制度概要」についてまとめています。

まず、「1）利用期間及び利用日決定法」については、利用期間は 1 月中旬から 3 月中旬の最大 2 回の利用が可能であり、利用日は抽選で決定しています。

次に、「2）対象となる道路」については、幅員がおおむね 4 メートル以上であり、「国道」や「道道」「市排雪第 1 種路線」「雪寒路線」「バス路線」以外の道路で、さらに除雪路線に接続したものを対象としています。

次に、「（2）利用状況」についてまとめています。

「1）利用延べ団体数と降雪量」、「2）事業費」について、図－1 のグラフで表しています。利用延べ団体数は棒グラフ、事業費は丸の折れ線グラフ、そのほかに降雪量として三角の折れ線グラフ、排雪量として四角の折れ線グラフで示しており、いずれも過去 10 年間の推移となっております。傾向としては、近年の降雪量は減少となっておりますが、利用延べ団体数はおおむね増加となっております。事業費は、利用延べ団体数及びこれに伴う排雪量の増加、また、労務単価の増額などによりおおむね増加しています。

次に、「2 課題」について制度の検討の観点から（1）から（3）としており、現状、現状における課題等、今後の方向性としてまとめています。

課題の一つ目、「（1）抽選による利用日の決定と利用回数」については、現状は先ほど説明したとおりとなっております。現状における課題等については、抽選によって 1 日当たりの利用延べ団体数を制限することで雪堆積場への受け入れ量を適正に管理することや利用団体の公平性の確保ができる反面、利用団体の希望日とならないことがあります。また、利用回数について他都市を上回るサービス水準となっております。

今後の方向性としては、雪堆積場の受け入れ量を管理するため、1 日の利用団体数の制限は必要なことから抽選は必要としています。また、予算額により利用回数の検討を行うこととしています。

課題の二つ目、「（2）対象となる道路の拡大と地域総合除雪との重複」については、現状としては、手引で対象となる道路以外は特例で利用を認めてきており、また、市排雪第 2・3 種路線について利用を認めてきています。

現状における課題等については、特例により対象となる道路の拡大により、利用団体が幅広く利用することが可能となっている反面、事業費の増加や地域総合除雪の排雪路線（第 2・3 種路線）とが重複する箇所もあります。

今後の方向性としては、対象となる道路の基準について検討を行います。

課題の三つ目、「（3）ダンプトラックの配車方法等」については、現状は、利用団体が積み込み業者を手配し、市がダンプトラックを配車とする制度であるが、積み込み業者が属するダンプトラック組合のトラックの配車を行っております。

現状における課題等については、確実に配車が可能としている反面、積み込み業者が属するダンプトラック組合からの配車のため、ダンプトラック全体の有効な配車が図られていない。また、積み込み業者が申請手続を行うことで利用団体の利便性が図られているが、排雪箇所決定や日程調整は、積み込み業者主導で行われる事例があります。これらの要因として、積み込み重機の契約と貸出ダンプは別制度であるが、制度の周知不足などにより利用団体において、その理解が進んでいないと考えています。

今後の方向性としては、市民との協働事業であるという観点から、効率的かつ公平な配車方法等について見直しを検討いたします。

最後に、「3 事業費の試算」については、平成 27 年度の事業費を基に特例を適用しない場合や回数を 1 回とした場合について、あくまでも試算したものです。

まず、平成 27 年度の事業費 1 億 479 万 2,000 円に対して、回数を仮に 1 回とした場合の事業費は 6,747 万 9,000 円となります。利用延べ団体数は 470 団体から 311 団体となります。

また、特例を適用しない場合については、利用回数をこれまでどおりとした場合の事業費は 7,918 万 5,000 円となります。

また、利用回数を 1 回とした場合の事業費は 4,958 万 9,000 円となります。それに対する利用延べ団体数は、それぞれ 356 団体、225 団体となります。

繰り返しになりますが、あくまでも今後検討を進めるに当たって参考として試算したもので、このように行うということではありませんので御理解をお願いいたします。

また、最後のページは、対象となる道路のイメージ図を添付しております。

○委員長

「御膳水仲通線の舗装工事について」

○（建設）建設事業課長

御膳水仲通線の舗装工事について報告いたします。

当該箇所は、道路の横断勾配や側溝との高さ関係から一部で水たまりが発生したり、雪解け水や雨水が民地内に流れ込むなどの理由から改修の陳情が出ていた路線です。市では、これまで側溝や側壁などにスリットを入れたり、部分的にパッチ舗装を実施することで水たまりの解消を図ってきたところですが、これらの方法では抜本的な改善には至っていないことから、三つの手法について検討を行いました。

資料 1 をごらんください。

まず、臨時市道整備事業による整備ですが、この場所は道路認定幅が狭いため、側溝を設置するには用地測量を実施し、境界を確定しなければならず、場合によっては使用物件の撤去が必要になることや、臨時市道で行うとなれば、緊急性、路線の重要度、整備効果などを勘案し、施工路線を選定する必要がありますが、当該路線より優先して施工しなければならない路線があることから、早急に整備することが難しい状況です。

次に、舗装のオーバーレイですが、調査したところ、道路断面の中で中央部分が最も高くなっている区間があるため、既存舗装の上からアスファルトをかぶせるオーバーレイ工法では、全ての区間で民地側への雨水流入を防ぐことが難しく、できたとしても民地との間に段差が発生してしまいます。よって、早急に施工を開始できるとともに、課題の解決が可能な舗装の打ち替えという手法を選択することにいたしました。

実際の工事ですが、資料 2 をごらんください。

上が海側になりますが、本年 5 月 28 日に道路の片側にしか側溝が入っていない箇所、延長 110 メートル、幅員 2.1 から 2.5 メートルの区間で工事を実施いたしました。施工方法は、まず既存の舗装を全て剥がし、必要な箇所に路盤材を入れ、横断勾配が側溝側への片勾配になるように路面を整正した後、アスファルトを 5 センチメートルの厚さで敷きならし、転圧するというものであります。

資料 2 では、今回の工事の起点側、終点側に①、②と番号を振っておりますが、この場所における施工前、施工後の状態を撮影した写真が次の資料 3 になります。

工事が終わった後、6 月 1 日の雨天時に現地の状態を確認したところ、水たまりや民地側への雨水流入が改善されたことを確認いたしました。

○委員長

「平成 27 年度地域総合除雪の検証について」

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度地域総合除雪の検証について、配付しております資料に沿って報告いたします。

今回、平成 27 年度に新たに実施しました取り組みについて検証概要を報告いたします。

最初に、「ガタガタ路面の解消」については、（1）で出勤回数を示しておりますが、平成 26 年度に比べ 7 回増加しております。

また、（2）に示しております地域総合除雪業者からの聞き取りでは、「平成 27 年度の降雪状況では十分な対応が可能であった」などの回答を得ております。

さらに、（3）に示しておりますバス事業者からは、「ガタガタ路面の発生が少なく安全な走行が可能であった」などの回答を得ており、これらのことから、おおむね効果があったものと考えております。

次に、「2 除雪第 2 種路線の出勤基準の見直し（試行）」についてですが、（1）で出勤回数を示しておりますが、平成 26 年度に比べ 6 回増加しております。

また、（2）に示しております除雪業者の皆様からの聞き取りで、「第 1 種路線との段差が解消され、ロードヒーティング付近の段差も小さくなった」などの回答を得ております。これらのことから、おおむね効果があったものと考えておりますが、昨年度は少雪ということもあり、除雪業者の皆様からガタガタ路面の解消、除雪第 2 種路線の出勤基準の見直しについて、「降雪量が多いときは除雪作業により道路端部の雪山が大きくなるため、適切な時期に排雪を行う必要がある」との意見も伺っておりますので、今後も検証を継続していきたいと考えております。

「3 雪堆積場の増設」ですが、（1）で雪堆積場の概要を示しております。新光 5 丁目 1 番地先に雪堆積場を増設いたしました。使用初年度とのこともあり、融雪時期やその後の清掃も考え、本年 8 月 31 日までとしております。

また、使用面積は 8,000 平方メートルで、地域総合除雪で排雪した雪のみを堆積しました。

「（2）雪の堆積量」ですが、推定最大堆積量 4 万 7,000 立方メートルに対し、少雪の影響で実際の堆積量は 1 万 4,288 立方メートルで、最大堆積量の約 3 割でありました。

（3）で、本雪堆積場の経費等を表 4 に示しております。本雪堆積場の増設により、朝里・新光地区の排雪において、これまで運送していた望洋台シャンツェ駐車場に比べ距離が短くなり、158 万円低減できました。それに対し、運営経費や本雪堆積場にありますが企業広告看板を覆うための資材費用であります初期費用に 166 万円かかり、それらを差し引きますと望洋台シャンツェ駐車場に運送する場合と比べ 8 万円多くかかることとなりました。欄外に示しておりますとおり運送費の低減が 1 立方メートル当たり 111 円でありますので、昨年度の場合、800 立方メートル多く受け入れると費用の効果が現れるところとございました。これらのことから、費用面での効果は現れませんでした。初期費用が不要となる今年度以降は効果が現れるものと考えております。

また、雪堆積場の増設により朝里・新光地区の運送距離を短くすることができる貴重な雪堆積場であるため、使用を継続していきたいと考えております。

次に、「4 除雪拠点の増設」ですが、（1）市民の声では、除雪拠点の増設によって担当区域が変更になりました第 2、第 3 ステーションと、増設になりました第 7 ステーションの変更前後の市民の声を比較を記載しております。表 5、全ステーション計（A）欄には、上段に全ステーションに寄せられた過去 5 年間の平均の市民の声

の数、下段に平成 27 年度の数に記載しております。その隣の B 欄には、上段に平成 26 年度までの第 2・第 3 ステーションに寄せられた市民の声の過去 5 年間の平均の合計、下段に平成 27 年度の第 2・第 3・第 7 ステーションの合計を記載しており、除雪拠点の増設前後で、これらのステーションに寄せられた市民の声の合計が全ステーションの合計に占める割合はともに 49% で、変化は見られませんでした。

(2) で除雪使用機械台数について表 6 に示していますとおり、使用機械のいずれも平成 26 年度に比べ増加しています。

(3) に示しています除雪車の出動判断時間についてですが、平成 26 年度に比べ、第 2 ステーションでは第 7 ステーションに近い一部の区域で 1 時間程度、第 3 ステーションでは 2 時間程度遅くすることができ、いずれも除雪作業後の影響を軽減できた旨の回答がありました。これらのことや除雪拠点の増設により区域がコンパクトになり、道路パトロールが行き届くようになったことから、おおむね効果があったものと考えております。

最後に、「5 市長公約に係る施策の概算経費」についてですが、表 7 に記載のとおり、がたがた路面の解消は、平成 27 年第 3 回定例会での補正後の予算 2,000 万円に対し、概算ではありますが、決算見込みでは 2,320 万円増で 320 万円増でした。

なお、この内訳の拡幅作業の決算見込額ですが、少雪のため、がたがた路面解消が要因の費用を推計することができませんでした。

除雪第 2 種路線の出動基準の見直しですが、予算 7,300 万円に対し決算見込額が 3,850 万円で、3,450 万円減でした。

なお、この内容の排雪作業分につきましても、少雪のため出動基準の見直しが要因の費用を推計することができませんでした。

除雪拠点の増設につきましては、予算 500 万円に対し決算見込額が 670 万円で、170 万円の増でした。

検証につきましては、ここまで説明したもののほかに除雪第 2 種路線について昨年度 25 か所で実施しました道路幅員や雪山の高さの定点観測に関する検証作業を現在行っております。これらの検証結果や今定例会での議論などを今年度の除排雪計画に生かしてまいりたいと考えております。

○委員長

「南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について」

○（建設）まちづくり推進課長

南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定について報告いたします。

JR 南小樽駅及び同駅周辺地区の面的、一体的なバリアフリー化を促進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、平成 28 年度に南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定いたします。

この基本構想を策定するため、南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会を設置いたします。協議会の構成につきましては、学識経験者、福祉、観光、地域住民などの各関係団体からの推薦者のほか、一般公募及び小樽まちづくりエントリー制度の登録者の市民の皆様に参加いただき、それに公共交通事業者、道路管理者、北海道公安委員会、北海道運輸局及び市の関係部局の職員を加えた 25 名程度を予定しており、現在、人選を進めているところであります。

基本構想策定のスケジュールにつきましては、7 月中旬に第 1 回目の協議会を開催し、その後、協議会による現地調査や 2 回程度の協議会を開催した上、基本構想案を第 4 回定例会への報告とともに、パブリックコメントを経まして平成 29 年第 1 回定例会には、基本構想最終案を報告したいと考えております。

○委員長

「地区計画の都市計画変更について」

○（建設）都市計画課長

地区計画の都市計画変更について、報告させていただきます。

変更内容等の説明に先立ち、地区計画について簡単に説明をさせていただきます。

地区計画とは、住民等の意見を反映して、まち並みなど、その地区独自のまちづくりのルールを定める都市計画であり、地区の将来像を示す地区計画の方針と建築物の用途、容積率の構造、限度、壁面の位置などのルールを具体的に定める地区整備計画から構成されております。この地区整備計画に基づき、小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例で建物の用途等を規制することになります。

続いて、お配りしております資料に基づき、変更内容等の説明をさせていただきます。

まず、①の計画変更理由についてですが、ダンスに対する国民の意識の変化などを踏まえ、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」という。）」が改正され、これまで風俗営業として規制されてきた「客にダンスをさせる営業」の一部（ダンスホール及びナイトクラブ）を風俗営業から除外する規制緩和が行われました。

この風営法の改正に伴い、建築基準法において風俗営業から除外されるナイトクラブ及びダンスホールの建築制限が改正され、ダンスホールはカラオケボックスなど同様の用途として、ナイトクラブは劇場、観覧場など同様の用途としての建築制限がそれぞれ適用されることになりました。

また、「障害者自立支援法」の施行により、これまでの障害の種類（身体障害、知的障害及び精神障害）ごとに定められていた福祉サービスや説明が一本化されました。

これらを踏まえ、社会情勢や利用状況の変化ではなく、建築基準法の一部が改正されたことから、変更対象地区計画における建築物の用途規制を見直すため、都市計画変更を行うものであります。

次に、②の変更対象地区計画についてですが、「港町地区」「色内 3 丁目地区」「幸地区」「星野町地区」「堺町地区」及び「小樽築港駅周辺地区」でございます。

次に、③の変更内容についてですが、変更対象地区計画の区域内における規定の見直しや所要の改正（文言整理）等でございます。

概要ですが、ダンスホール及びナイトクラブ関係の建築物等の用途の規制における規定の見直しについては、当初、「客席 200 平方メートル以下の劇場、映画館、演芸場又は観覧場」としておりましたが、「客席 200 平方メートル未満の劇場、映画館、演芸場又は観覧場」への見直しと、「床面積の合計が 200 平方メートル未満のナイトクラブその他建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 に規定する用途に供する建築物」の追加でございます。

また、身体障害者福祉ホーム関係の建築物等の用途の規制における規定の見直しについては、当初「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」を「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」への見直しを行うものでございます。

次に、④の今後のスケジュールについてですが、まず、この原案により市条例に基づく縦覧を行い、その後、小樽市都市計画審議会などの法的手続を経て、平成 28 年 12 月ごろに変更告示を行う予定と考えております。

なお、この都市計画の変更手続を踏まえ、今後、小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正を行う予定でございます。

最後に、資料にはございませんが、小樽市青果物地方卸売市場において、利用者から出入口箇所における安全確保の要望があり、今後、当該市場の区域変更に伴う都市計画変更の手続も行う予定でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第 8 号について」

○（建設）越智主幹

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの市営住宅条例の一部改正についてであります。オタモイ F 住宅、オタモイ F 厚生住宅及びオタモイ F 住宅児童遊園を用途廃止するものです。

改正の内容は、用途廃止に伴う条例「別表第 1」の戸数の変更及び所要の改正で、管理戸数につきましては、総数が「3,237 戸」から「3,143 戸」に変更となります。

なお、今回用途廃止する住宅は、昭和 40 年代に建築された平屋建てコンクリートブロックづくりの建物で、入居者は全て他の市営住宅等に住み替え済みであります。

建物は解体することとなりますが、工事費につきましては平成 27 年度の補正予算で計上済みでございます。

なお、施行期日につきましては、別に規則によって定めることといたします。

○委員長

「議案第 12 号について」

○（建設）雪対策課長

議案第 12 号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、除排雪作業に使用するロータリー除雪車の取得に係る物品契約を締結するものであります。本市が所有する除排雪機械の老朽化が進んでいるため、平成 26 年度から計画的に機械の更新を進めており、安定的な除排雪体制を確保するものであります。

なお、本件につきましては、本年 5 月 25 日に入札を行い、5 月 27 日に落札業者である北海道運搬機株式会社と仮契約を締結しており、金額は消費税等相当額込みで 3,294 万円となっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民主党、石田委員の順といたします。

自民党。

○前田委員

◎御膳水仲通線の舗装工事について

まず、今るる説明がありましたけれども、御膳水仲通線の舗装工事についてということで説明がありました。それで、今定例会にはこれに関連して陳情第 4 号で出されていると思うのですが、それで確認なのですが、舗装の打ち替えを行ったということなので、①②③の工事手法の検討の中から。それで、この舗装の打ち替えを行ったことで、陳情第 4 号の願意は満たされたのでしょうか、これを確認します。

○（建設）建設事業課長

陳情では側溝をつけてくれということで、なぜ側溝をつけるかというと水たまりが発生したりとか民地側に雨水などが入ってくるというようなことで側溝をつけてくれないかということだったので、検討した結果、側溝をつけるとなると臨時市道整備事業で行わなければならないのですが、なかなか優先順位の関係でできないものですから、まず水たまりの解消と雨水の民地側への流入を防ぐためにどうやったらいいかということで一応打ち替えという方法で行いました。

それで、6 月 1 日に陳情者の方へは挨拶に伺ったのですが、そのときには工事が終わったというような報告だけで陳情のことについては何もおっしゃっていませんでしたので、今後どのようになるかは私のほうではわかりかねるような状況であります。

○前田委員

側溝をつけてくださいというのが陳情の中に入っているということで、今のこの舗装の打ち替えだけでは、まだ願意が全て満たされていないということでよろしいですね。私も自民党も継続審査で対応しているものですから、願意が満たされたのであれば、それなりの対応をしなければならないと思っていたのですけれども、まだ満たされていないと。

それと、その陳情者等々との話し合いは、現在、何もされていないですね。この陳情のことについては、特別打ち合わせとか、この程度なのですけれどもということを含めてどういう状況になっているのか、この辺は。まだこの後する予定なのですか。どうなのでしょう。

○（建設）建設事業課長

工事が終わった後に、6月1日、現場を見た後に陳情者のほうには伺ったのですけれども、一応大変喜んではおられたのですけれども、今後こうしてほしいとか、そういう話もそのときにはなかったものですから、報告だけということです。

○建設部安田次長

作業については、今、建設事業課長から説明申し上げて、工事はまずは一通り終わったということで挨拶を申し上げましたので、陳情の内容についての確認は、また改めて私どもで行いたいと思います。

○前田委員

そうしたら、まだ残っているであろうと想定される工事は、この後まだあるのだろうかということで、これはまた引き続き予算を組んでやっていくということでよろしいのですか。

○建設部安田次長

まず、陳情の内容、今回側溝は入っていないのですけれども、意図としてこれでいいのかどうかの最後の締めをしていませんので、そのところを最後にもう一度確認をさせていただければと思います。

○前田委員

この費用は幾らかかったのですか。

○（建設）建設事業課長

約 130 万円でございます。

○前田委員

◎小樽市住宅エコリフォーム助成制度について

では、質問を変えます。

今年の4月1日から、もともとあった住宅リフォーム助成制度にかわって、住宅エコリフォーム助成制度が新たに施行されたのですけれども、私は在籍しておりませんでしたけれども、建設常任委員会が深くかかわってきたということは十分私も認識をしているところでございます。それで、この住宅エコリフォーム助成制度の概要について、まず説明いただきたいと思えます。

○（建設）建築住宅課長

エコリフォーム助成制度の概要を説明させていただきます。

エコということでありますので、住宅の断熱性能を高める工事を対象としております。それには断熱性能なので、国で定めている平成 11 年基準というのがあるのですけれども、それにクリアした工事を対象としております。

○前田委員

平成 11 年基準について、その辺を詳しく説明してください。

○（建設）建築住宅課長

今答弁しました平成 11 年基準というのは、国で断熱性能とか、断熱の厚さとか、屋根裏何センチメートル入れな

さいとか、床下何センチメートル入れなさいとか、窓ですとペアガラスにいなさいとか、いろいろ基準がありまして、それをクリアしたというか、そういう工事に当てはまるものを今回の対象と考えていまして、対象となる工事が 50 万円以上で、その補助率が 10 分の 1 で上限額が 30 万円ということでスタートしているところでもあります。

○前田委員

それでスタートしているわけでありましてけれども、直近までの申し込み状況について、受け付け件数とか工事の内容とか補助金の申請総額についてお聞かせください。

○（建設）建築住宅課長

申し込みの状況ということで、今、申請の受け付け件数が 4 件であります。その中の内訳といいますか、窓の断熱改修が 2 件、窓及び天井の断熱改修が 1 件、床の断熱改修と省エネ機器の設置工事が 1 件、全部で合わせて 4 件であります。その中で補助金の申請総額としては、今のところ 45 万 6,000 円となっております。

○前田委員

45 万 6,000 円で 4 件、予算総額と受付総件数が、上限でいくと件数は出るかと思えますけれども、これはどういうふうになりますか。

○（建設）建築住宅課長

予算額は 500 万円です。それで、当初の想定件数は 30 件を予定しているところです。

○前田委員

4 件で 45 万 6,000 円ということで、500 万円の 30 件の予定の中で、これは執行率でいったら何%になるのかな、450 万円にしても 10%ないのか、何%。

○（建設）建築住宅課長

予算では約 10%、想定した 30 件という件数に対しては 13%程度となっております。

○前田委員

それで、過去 3 年間やりましたよね。これの予算と実施した件数はいいのですけれども、この時期だったらどのぐらいまで消化されていますか。10%ぐらいでしたか、それとももう 100%にいていたのか、この辺を聞かせてください。

○（建設）建築住宅課長

前回の住宅リフォーム助成制度は、一般的なリフォーム全般を対象としていましたので、1 回受け付けをして、その中から抽選という形をとってましたので、もうこの時期では抽選という形をとっているのでは 100%とは言いませんけれども、かなり予算額に近いところまでは行っていたのかと思っております。

○前田委員

今回のエコリフォーム助成制度は、どのような周知、業者も市民へも含めてどうでしたか。

○（建設）建築住宅課長

周知の方法は、前回の報告事項にもありましたけれども、まず 2 月 16 日に事業者説明会を実施しております。

それと、前回リフォーム助成の事業者として登録していただいた方に、制度内容の資料等を全部に送付させていただいております。その後、広報おたる 4 月号に制度内容について掲載しました。

また、今月、広報おたるの情報パレットにも受け付け中ということで周知しております。

また、市のホームページ、各サービスセンター、渡り廊下にパンフレットの設置、また、小樽建築技能組合という団体がありまして、その事務所にも周知用のパンフレットを置かせていただいているところでもあります。

○前田委員

そういう説明にもかかわらずと言いたいところなのですが、それで前回のリフォーム助成制度のときの登録業者数と今回の登録業者数、かぶる業者もあるのかなとは思いますが、この辺、違いなどを含めて、ちょ

っと同じ数字だったら違いはないのでしょうかけれども、どういう状況になっているのか。

○（建設）建築住宅課長

登録業者数のことなのですが、前回のリフォーム助成制度では 137 社の登録をいただいております。今回のエコリフォーム助成制度は、現在、34 社の登録になっております。今回のほうが 34 社とちょっと少ないのですが、これは前回のリフォーム助成というのがリフォーム全般をできるということで、比較的塗装業とか内装業、もしくは畳屋、板金屋、単体で客と折衝して直接工事を受けられた業者というか、そういうのを使えた制度なのでありますが、今回のエコリフォーム助成となると、足場をかけるとか、いろいろな多様な業種が必要になって一つのものをつくり上げていくという形になりますので、そうすると他業種との意見調整といいますか、そういうふうになると、どうしても建設業といいますか、主に工務店になるのですが、工務店の人でないといけないということで今回は少なくなっているのかということで考えております。

○前田委員

今回少なくなっているということですが、137 社から 34 社、103 社減、確かに単品というか塗装屋とかそういう部分、1 社のみで工事が完結する、そういう工事もあったのでしょうか。それにしても少なすぎる。何が原因だと。確かに、言いわけとは私は言いませんけれども、極端に言うと 3 分の 1 になってしまっているのだけれども、やはり何か原因があったのではないのか、使いづらいのか、どこに原因がある、どう分析されているのか。

○（建設）建築住宅課長

前田委員は、どこかに何か問題といいますか、何かあるのかと。まずは、始まったばかりなので、今後推移を見守っていきたくと思いますし、また、周知等、先ほど答弁しました情報パレットに載せたりとか、もしくは建築関係団体とか周知をまずはひとつ図っていきたくということがあります。その中で市民、主には工務店になるのかと思いますけれども、何か使いにくいとか何かしらの意見があれば、そういうのを聞いて、それが直接すぐ制度に反映するかどうかはわかりませんが、まずはそういう業者というか工務店のほうに聞いてみたいとは思っております。

実際、中身を聞いてみないとどういう意見が出るかわからないのですが、例えば一つに、今、事業をするというか、ソフト面で言えば実際資格要件とか、あとはハード面であれば断熱性能をどうするかということで、実際、国費が入っているものですから、断熱性能をいじるというのは少し難しいところもあるのでしょうか、その辺を考えて、もう少し使いやすいように、なおかつ国費も入れて何かやっていければという考えでいます。

○前田委員

何かを考えてやっていければと思っていますと、これはこういう助成制度、年度途中というか、その中での変更というのか、もっとハードルを下げて使いやすくすると何か工夫も必要かと思うのですが、そういう柔軟性というのか、そういうことはできるのか。いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

年度途中というのは、制度の変更とかは正直難しいのかとは思っております。

また、今、国費を入れて事業をしているものですから、そういうものの兼ね合いがあって、今年度の途中からの変更というのは難しいかと思っております。

○前田委員

この制度は来年度も継続するのですか。どうなのですか。

○（建設）建築住宅課長

我々としては恒久的にやっていきたいということで制度を立ち上げているものですから、来年度以降もやっていきたいと思っているところであります。

○前田委員

来年度以降も継続していくとなると、このような状態では継続といったって、なかなか難しい話になってくるのかと思います。

それで、先ほどの繰り返しになるけれども、やはり工夫をしないとなかなか、業者もそうですし、市民側から見ても、エコリフォーム助成制度を見て、私は、本年 3 月の建設常任委員会ของときも質問したと思いますけれども、ヒートポンプとかいろいろと設備関係のものというのは、結構そういう部分が該当してくる部分があるのです。それで、私としては、業者の話としては、設備屋関係のこういう仕事が多くなると、俗に言う零細でやっている大工とかそういう人たちは、自分たちの請負金額等々に結びつく部分というのは少ない、そういう助成制度の内容だと私は言われていますと、そのような話をしたと思うのです。

それで、来年も継続するのであれば、やはり一工夫どころか二工夫も三工夫もしないと、また来年の第 2 回定例会で何件ですかと質問をしたら 3 件ですという答弁が出たら、あれあれということになるので、やはり何か使いやすくしなければ市民はなかなか食いついてこないのではないかという気がするし、経済波及効果の部分で、そもそもこの助成制度が用いられた部分も結構ウェートが高いわけですから、このまま予算額 500 万円で 45 万 6,000 円で終わってしまったら、不用額が 450 万円近く出て、そのような状況だと助成制度としてはいかがなものかと思うのですけれども、いかがですか。

○建設部松木次長

4 月から受付を開始し、今 3 か月ということですので、とりあえず、今後の推移を見守っていきたいとは思っています。

ただ、今、前田委員がおっしゃるように、今後もこういった形の利用が少ないということであれば、当然、建築関係団体等の皆さんの声をヒアリングにかけて、どの辺に原因があるのか、そういったことを踏まえて、来年度に向けて例えばソフト面の要件とか、そういったものの緩和がいいのか、それともまた、ハード面における断熱の基準ですね、そういったものの何がしかのことをするのがいいのか、どちらにしましても断熱基準ですと国の基準がございまして、その辺なかなかハードルが高い部分はあるのですけれども、その辺を含めてどういった方向でやっていくか検討していきたいと考えています。

○前田委員

ぜひ、市民が使いやすい、利用しやすい助成制度にしていきたいと、このように思います。

◎貸出ダンプ制度について

質問を変えます。

それでは、先ほど説明があった中の「貸出ダンプ制度の検討」の「2 課題」というところをずっと読んでいくと、「(3)ダンプトラックの配車方法等」と、これ昨年からのいろいろと物議を醸している内容というか項目なので、ずっと読んでいくと、2 ページの最後に「トラック組合のトラックを配車していた」とありました。私なりに「いた」といったら何か過去形のように聞こえるというか受け取るのですけれども、「いる」というのであったら、現状の意味がよくわかるのですが、「いた」といったら過去形のようになっていて、こういうふうにしていくのかと見直し、検討ですからね。だから、もう既に「いた」と過去形になっているということは、大きな動きというか、もうこういう方針でいきますと何かもう出ているのですか。

○(建設) 庶務課長

現状につきましては、現在、行ってきたということでの経緯を書いております。

今後の方向性については、ここにも書いてございますけれども、配車方法につきましては、本会議等でも答弁してございますけれども、市が配車をするという制度でございますので、その辺に本来の制度の趣旨に沿った形で、具体的な配車の方法についてはどうするかというのは今後検討ということで現在は考えておりますけれども、基本

的な考え方としては、市が配車をするという部分について制度の見直しはできないかということで、今、考えているところでございます。

○前田委員

「独立した制度であるが」で、なぜそのようになってしまったのですか。市が配車しなければならない制度だったのだけれども、市が配車しないで「積込業者が属するトラック組合のトラックを配車していた」と、なぜそういうふうになってしまったのか。どうなのですか、これ。本当は市が配車すると言っているのでしょうか。それがなぜそうなっていたのですか。

○（建設）庶務課長

この制度自体は昭和 54 年に制度ができておりまして、その当時、ダンプトラック組合が一つということだったのですけれども、そのときに今の配車方法が、たぶん当時からそのような形が行われていて、いわゆる積み込み業者とダンプトラック組合が同じということかと思えますけれども、そのときから今の配車方法が現在まで至っているのかというふうには考えているところでございます。

○前田委員

全然わからないけれども、なぜそうなってしまったのか。そのような制度にしたのにもかかわらず、用意ドンのスタートで、なぜ最初からそういうボタンのかけ違いみたいなスタートをしてしまったのか。そこに早い話が問題というか、この原因があって、こういう事態を招いているのでしょうか。だから、また本来の姿に戻そうと恐らく昨年あたりから言っているのだらうけれども、なぜ用意ドンで決めたにもかかわらず、そういうボタンのかけ違いのようなスタートで互いに来てしまっているのか。この長い間に直すのだったらいくらでも直せば済むのだけれども、なぜこのまま来てしまったのか。私は、その辺が市役所、行政のやるべきことでは全然ないのではないかと思いますけれども、だからその辺がどうなのでしょう、説明してください、わかるように。

○建設部安田次長

まず、ここの部分で書いてある、今回説明している書類の中で「確実に配車が可能である」など利点の部分もございませう。そういう部分があって、今、検討していますという資料のつくりになっていることを、まず御理解願いたいと思います。

それで、なぜ組合のダンプと積み込み業者が所属しているダンプトラック組合と同じところに行っているのかという質問かと思うのですけれども、それにつきましては確実に配車が可能であるとか、効率的な配車が図られるという部分のメリットがあって組合に所属している積み込み業者と、その組合のダンプが一緒の場所に派遣されていたということが今までの経緯だったと思います。

○前田委員

全くよくわからないけれども、メリットがあったということであれば、今もメリットがあるのだらうと思うのですけれども、メリットということは、言いかえれば経費がかかるとするならば、かかるかかからないか、二つのバランスが市側に低くて、安価で軽減できるという部分なののだらうと思います。けれども、それにもかかわらず、費用を負担してでもやるというのはどういうことなのですか。今までの制度のほうがずっといいのではないの。費用対効果で税金投入しなくてもいいのだけれども、今度は税金を投入してでもやるという、これは何なのですか。

○建設部安田次長

今の質問ですけれども、経費的には同じダンプが行く形になりますので、同じ費用を小樽市から支払う形になります。

それで、今、問題になっている部分で、建設常任委員会にも説明しておりますけれども、利用団体の部分で、同じ組合のダンプと同じ積み込み機械のところから行くと、どんどんピークになってくる場合があります。やはり 1 月の下旬よりも 2 月、それで 3 月になるとだんだん減ってくるという形になってくる場合、1 日に配車できるダン

プというのはどうしても制限が出てきます。そうすると、ある組合のほうが多くなってしまうと、ほかの組合のダンプがすいていても、その組合を指定してといいたいでしょうか、これが決まって配車されてしまいますと、ほかの組合のダンプがすいているというのでしょうか、そういう状況があっても、希望する日にちに配車できないという場合も出てくる形がありますので、そういう面でトータルの今、言った課題、いい点、いろいろとあるのですけれども、そういうのを全て並べてみて、まずは今回検討してみましよう。今回、予算特別委員会でも出てきましたけれども、小樽市で付番をしてやる方法に絶対するという形での説明はしていないつもりでございます。今そういうメリット・デメリットを並べて、それで検討に入りたいというような説明をさせていただいているところです。

○前田委員

私は、たしか本年第 1 回定例会の建設常任委員会で、4 組合あるのですか、この加盟されている団体が。その組合の同意というのか、協力が得られなければ、こういう貸出ダンプ制度の計画は進められないと、それを一つの大前提にして合意が得られれば改定するけれども、できなければしないという、できないという答弁を私はいただいているのですけれども、今もその答弁に変わりはないのですよね。いかがですか。

○建設部安田次長

予算特別委員会のときにも自民党の中村吉宏議員、鈴木議員からも同じ質問をいただき、引き続き確認をさせていただきます、そのような形で変わりませんという答弁をさせておりますので、それについては心配ないと思います。

○前田委員

◎地域総合除雪業務の入札について

それで、今定例会では、今、安田次長からも答弁がありましたように本会議、あるいは一般質問、予算特別委員会の中で除雪ステーションにかかわる共同企業体、JV、この入札等参加申請書提出要領にかかわり昨年度の反省を踏まえた質問が多く出されておられました。昨年度の JV 構成企業数は、2 社以上から 4 社以上に変更されました、さらに降雪期が迫る中、入札に対し市内 7 地域のうち 3 地域で応札がなかったことから、さらに入札要件を 4 社から今度は 3 社に変更しました。再三の変更で決着をしたわけでございます。天候も幸いしまして事なきを得たというのが、私なりに大まかに総括しますと昨年度の除雪の入札にかかわるてんまつであります。

そこで、大変失礼な言い方になるのかと思いますけれども、昨年度、入札等参加申請書提出要領の変更に関し、建設部長も含めた理事者の皆さん、市長もそうなのでしょうけれども、学習したこと、学んだこと、反省したこと、どのようなことについて勉強されましたか、この辺についてお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

昨年度の地域総合除雪の JV の構成員数に関する点での市側の認識ということでございますが、昨年度 2 社から 4 社に変わり、最終的には 3 社という形でおさまったこと、それに伴いまして入札の時期、入札が最後まで決まらなかった、11 月まで決まらないような形で、その地域の皆様に心配をかけたことについては申しわけなかったと思っております。

また、そこら辺のことを踏まえまして、本年 4 月と 5 月に平成 27 年度の地域総合除雪に参加された皆様から意見交換会の場で意見を伺っております。

○前田委員

意見を伺って、建設部はどのような学習、反省に立ったのか、立とうとしているのか。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

4 月と 5 月に地域総合除雪に参加していただいた業者の皆様から意見交換会で、まず意見を伺っております。そのことについては、建設部でまとめております。これからの作業になるのですけれども、道路除雪に登録のある業者の皆様、また、地域総合除雪に昨年度参加していただいた業者の皆様を含めまして、さらにもう一度、今回の入

札の意向等の確認を行います。これらを踏まえまして、現在、分析を行っております昨年の参加資格、入札要件等に関することの検討を行って、できるだけ早くに市の考え方を示したいと考えております。

○前田委員

市の考え方はいいのだけれども、どういう学習をしましたかと私は聞いているのです。

○建設部長

一つは、昨年度、急な変更ということで、入札が最終的には 11 月まで決まらなかったということで、市民の皆様にご心配をおかけしたということは私どもも痛感しているところでございまして、そういったことを二度とやらないようにしなければならないと、どういうやり方は別として、そういうことは肝に銘じているところでございます。市民の皆様が一番心配して、迷惑がかかるということでございます。

ただ、もう一方では、ひとつ市長の意向としまして、市の意向としましては、繰り返しになりますけれども、きめ細やかな除雪、それから継続可能な除雪体制ということで 4 社にするといった考え方もございます。そこら辺をこれから、先ほど雪対策課長から答弁申し上げましたとおり各業者の意向を含めまして、どういった形が一番いいのかということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○前田委員

入札に参加できる市内の業者数というのは何社ですか。昨年と変わらないのですか、増えたのですか、減ったのですか。

○（建設）雪対策課長

今、市内の業者ということでの質問でしたが、今、私のほうでつかんでいるのが、市外も含めてトータルで 38 社の方に意向の確認を行いたいと考えております。

○前田委員

市外の業者もと。昨年は市内の業者で全部終わったと思うけれども、そうしたら 38 社のうち市内の業者は何社で市外の業者は何社なのですか。

○建設部安田次長

私の記憶になってしまうのですが、全 38 社のうち 1 社が札幌市と 1 社が古平の会社ですので、36 社が市内で 2 社が市外という形になろうと思います。

○前田委員

38 社のうち 36 社が市内業者で、あと 2 社が古平と札幌かと、そういうのを想定しているのですよね。要するに、そうしたら今年から市外業者にも参入を認めるということになるのですか。たしか昨年もそういう質問を私もしましたし、ほかの委員も相当されて市内に限定するべきだ、市内の業者でできる範疇で除雪、全部これ賄ってできる、過去にもずっとやってきた、何十年もやってきたわけですから、そんな市外業者を入れるなんていう話は一回も聞いたことなかったのだけれども、これ大変なことなのですよ、大きな話ですよ、建設部長。

○建設部長

まず 1 点、これまでも J V のメンバーには市外業者も加わることができました。ただし、昨年の段階では、J V の 1 回目の入札が不調に終わって、3 J V については結成がなかったという中で、道路河川の方も参加して下さって結構ですと、まず一つ緩和しました。それからもう一つは、市外の業者であっても代表者になることも可能ですというような条件の緩和をいたしました。ということは、逆に申しますと、以前から J V のメンバーに加わることは市外の方も可能でした。ですから、そこについて私どもはこれまでと同様です。ですから、特にそこら辺を緩和とかということではありませんので、これまでどおり意向の確認は市外の業者に行っても、それ自体はこれまでと方向が変わるところではございません。そういうことで御理解をいただきたいと考えております。

○前田委員

そうすると、この市外の業者、市内の業者も含めて、もう先ほどの説明でいろいろと 4 月、5 月、業者にいろいろ説明もあったやには聞いていますけれども、そうしたらもう既に、この市外業者にも、いわば声がけというのか説明というのはしているのですね。

○建設部安田次長

今まで 4 月から 2 回にわたって業者の説明を行ってきたのは、平成 27 年度の除雪の作業を行った業者に昨年の制度とか雪の状況なども含めましてヒアリングを進めてきたというのが事実でございます。

今後進めるに当たって、除雪の意向についてというのは、平成 28 年度の今冬の除雪に加わりますかという旨の説明をしたいと思っていますので、それにつきましては先ほど申し上げた業者、市外の業者も含めたもともと J V の構成員になれる業者についての説明を今後、7 月中に行っていきたいということでございます。ですから、今まで話していたのは昨年の実績があった市内だけの業者だけになります。

○前田委員

そうしたら、確認ですけれども、まだそういうのが頭の中にあるというのは、実際には声がけはまだしていないということなのですね。

それで、去年は 2 社から始まって 4 社になって、4 社から 3 社になって、こういう行ったり来たりのことが繰り返されたのですけれども、今年は 2 社以上なのですか、それとも 3 社以上なのですか、それともそれ以外なのか、これどういうことになっているのですか。

○（建設）雪対策課長

今年の J V の構成員数につきましては、現在進めております検討作業をなるべく早くに行い、なるべく早くに方向性を固め、なるべく早くに示したいと思っております。

○前田委員

なるべくが 3 回か 4 回出てきたけれども、検討会議は今日まで何回開いたのか。

○（建設）雪対策課長

検討会議という形の会議は開いておりません。

○前田委員

開いていないのに、何かあたかも開いたかのような答弁なのだけれども、建設部長、どうなっているのか。

○建設部長

答弁の中身でございますけれども、これまで昨年度 J V に参加された方から 2 社、4 社がどうですかということで意見を伺ったところです。

それから、これからまだ参加していない業者の意向といたしますか、参加意欲等も伺い、そこら辺、まだ現在は、そういう資料づくりの段階でございます。そういった意向等がまとまりませんと 4 社にできるのか 3 社になるのかといったこともまとまりませんので、まずは現在、資料をつくっている段階、状況を把握している段階というふうに御理解いただきたいと思います。

それから、昨年度の課題の整理も含めてやっているところというふうに御理解いただきたいと思います。

○前田委員

繰り返しになるのですけれども、先ほどの冒頭の質問で、今年のこういう一連の騒動で学んだことは何ですかと私は聞いているのですが、るる先ほど答弁ありましたけれども、まだ事実、今、聞くと、極端に言うとも何もやっていないと、会合も開いていないと言うし、何もやっていないと私はそう聞いたのですが、何を反省して何を学習して、何を学んだのですか。もう 7 月に入りました。熊確神社のお祭りも昨日で終わりました。あつという間の 8 月、9 月です。どうするのですか、こんなことで。昨年より悪いのではないかと、こんなことをやっているとは。学んだ

ことを教訓に生かして、今後の方向性に生かしていないのではないかという気がするのですけれども、どうなのですか。

○建設部安田次長

再三申し上げていて申しわけないのですけれども、春先の 2 回の J V との話し合いの中で、いわゆる 4 社でやると採算割れになる、または今までの作業で遅れたことがないなど、いろいろと意見を聞いてまいりました。また、その旨、建設部でこれから今、実際に遅れている、遅れていないという部分の基準とかそういう部分での検証を現に行っていたり、また、採算割れということがございました。資料の除雪の検証のところでも説明しましたがけれども、いわゆる昨年から行ったということですので、平成 26 年度では行っていなかったがたがた路面の解消と、それから第 2 種路線の出動基準の見直しがありました。この二つにつきましては、事業量が増えたという形になります。ですから、いわゆる採算割れの心配があるという業者については、事業量を増やしたという一面もあろうかと思えます。こういう部分をトータルの合わせて、昨年、一昨年と仕事量等も変わってきたということも理解を得て、また、最終的には今年度でまた新たな取組等も今後検討の中に出てくるかもしれません。そういう部分のことも踏まえて、業務量、また、あと機械の数とかそういう部分もある程度想定した中で再度、企業、J V の検討をしたいと思っておりますので、そういう部分では、検討を進めている、昨年の経験を踏まえて新たなことを検討しているということで御理解を願いたいと思えます。

○委員長

では、前田委員の言っているように、今の御意見が学習したことであり、反省したことであるという理解でよろしいですか。

○建設部安田次長

はい。そのとおりでございます。

○前田委員

それで、言葉の揚げ足をとるようで申しわけないけれども、黙って聞いていると、学習したことだ、勉強したことだと言うのですが、先ほど聞いたら、4 月、5 月の話は平成 27 年度に携わった業者とのディスカッションの中のいろいろなやりとりの中だ。今、聞いていると、今度これからの話の中に出て、こういうふうにならなってきたりするような話も聞こえてくるのだけれども、先ほどは、私が先の話をしたら、いや、違うのだと、4 月、5 月は過去の話で、これからの話はまだしていないのだと。けれども、今、聞いていると委員長からの話もありました。それが、学んだことや勉強したことなのだとということであるならば、4 月、5 月にいろいろと、いわば総括的な話をしたのだらうと思えますが、採算割れをすとか増やせばうんぬんとかいろいろ出てきているのだけれども、そういう業者から出た言葉、そういう意見というのは、この 28 年度のこれからまだ一回も話されていないというか検討をしていないという、そのものに生かすのですよね、生かされるのですよね、どうなのですか。

○建設部安田次長

そのような形で全てというものはなかなか難しいのですけれども、採算割れといいましょうか、そういう部分ですとか、ほかには機械の費用の部分の積算とか、そういう部分に盛り込みたいというふうには思っておりますので、全てができるかどうかはすぐ約束できないのですけれども、そういう部分を踏まえて検討を深めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○前田委員

尊重する、生かすということなのですから、やはり業者は、採算割れというところが一番大事なところかと思うのです。私も商売しているからよくわかります。損益分岐点を下回るようになってくると、ボランティアをやっているわけではありませんから、何がしかの利益を得ないと経費が出てこないわけですから、この辺やはり考えてあげないと、市内の業者は大変なことになると思うのです。くたびれもうけといいますが、本当に奉仕団体では

ありませんので、そうすると今までの 2 社以上というのが業者にとっては一番よかったのでしょし、けれども事実上、3 社以上にもなっていたという実態があるわけです。昨年度は 4 社にするということでやったのだけれども、業者数が編成できなくて 3 社にまた戻ったと、こういうことなので、今、採算のうんぬんという話も出て業者も死活問題なのでしょから、少なくとも 3 社以下、もとに戻せというのが私の意見ですけれども、2 社ですよ。少なくとも、それがかなわないのであれば、やはり昨年と同じ 3 社、百歩譲って。これは私の意見です。これが 4 社と、先ほどの市外の業者にもうんぬんという、こういう話なのだけれども、それはいかがなものかと私は思います。それは、先ほどの貸出ダンプ制度で 4 団体の方が意見一致して、はい、よろしいですと、こういうふうになったのであれば別でしょうけれども、そういう意見があるにもかかわらず、採算割れとかうんぬんにもかかわらず、やはりそれを押し、言葉は悪いのですけれども、行政が強行するということはいかがなものかと私は思います。やはり市内の入札参加可能な業者の意見というものを尊重してもらって、皆さんの意見が一致して、いや、いいです、市外の業者の参入もよろしいです、4 社以上で結構ですというのであれば、これは私も何も頑張る必要は全然ないのだけれども、そうでないのであれば、やはり市内業者の意見を尊重してもらいたいと思うのです。

検討会議も早く進めてもらいたいし、この入札のタイムスケジュール、これ今、お聞きしますけれども、建設部長は部長なりに会合を開かなくても当然自分のイメージというのか、考えをもちろん持っているのだらうと思えます。それが通るのか通らないのかはまた別の問題ですけれども、この辺のところも含めてタイムスケジュールと業者の問題、業者数の問題についてまとめて答弁してください。

○建設部長

スケジュールと、それから J V の構成社数ということでございますけれども、これは何回も予算特別委員会でも説明しておりますけれども、昨年ですと 8 月の下旬に説明会、J V に参加する方といいますか、対象会社ですね、開いております。

それから、9 月の中旬だったと思いますけれども、それを 1 回目の J V 編成の締め切りにしていただいていたと考えております。それで、後ろのほう、当然、降雪期は前田委員がおっしゃったとおり決まっていますので、後ろというのはもうのんびりするわけにはいきませんので、そういった形で昨年の当初の予定が一つの目安になるかというふうに思っております。ですから、私ども、前田委員からは、全然会議も開いていないし、全然進んでいないのではないかというお叱りの言葉をいただきましたけれども、データの整理は逐次進めておまして、あとは業者の意向ですとかそういったものを勘案しながら、これから案を練っていくという作業に入るところでございます。したがって、なかなか日程的には正直言ってタイトなところではありますけれども、そういったものは守るような形で、多少の前後は出るかもしれませんが、そういったおおよそのスケジュール感というものは、昨年を目安にしていきたいというふうに考えておりますし、昨年度の反省、それから 4 月に聞いた業者の意見、それから現在私どもで分析している除排雪の現状、それから今月に、まだ J V に参加していない業者からの参加意向といったもの、それから意欲だけではなくて参加するに当たっては、提供していただく機材、オペレーターの数そういったものも伺いますので、そういったものを総合しながら今年度の J V に対する構成員の考え方については取りまとめをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○前田委員

J V 編成の業者数、上、下、真ん中でもいいし、これとわかっているのであれば、言えるのであれば。

○建設部長

繰り返しになりますけれども、昨年も申し上げましたとおり、きめ細やかな除雪ということは 4 社が理想だというふうに考えておりますけれども、今、進めている検証、それからこれから何う未参加の業者の意向、そういったものを総合的に勘案する必要がありますので、これについてはまだその段階ということで考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。
公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎住宅エコリフォームについて

それでは、住宅エコリフォームについて、質問したいと思います。

今、前田委員からいろいろ質疑がありましたので、内容は答弁でわかりました。住宅エコリフォームの促進に関する条例については、私もずっとかかわってきたという思いがあるものですから、何とか前に進んでほしいという思いで伺いたいと思います。ぜひやっていただきたい点が二つあります。

一つは、他都市で同じような制度を行っているところの状況を確認していただきたいというものです。

もう一点は、先ほど松木次長からも答弁がありましたけれども、市内業者との意見交換会をとということがありましたので、私は、もう 7 月ですから、早急にこれを実施していただきたい。建設業者だけではなくて、このエコリフォームには機器も主体的に入っていますので、そういう業者も含めて早急に意見交換をして、どこに問題点があるのか、どういう改善が必要なのかということ、ぜひ回答を出していただきたいと思いますが、まずこの 2 点お願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○建設部松木次長

今、高橋克幸委員から指摘がございました他都市の状況、それからまた市内業者とのこういった形での意見交換会になるかわかりませんが、そういった中で、なぜ応募されないのか、それがハード面なのかソフト面なのか、そういったことを含めて早急にとということでございますけれども、来年度の変更するに当たって、支障のない時期にやっていきたいというふうに思っています。

○高橋（克幸）委員

なぜ早急にできないのですか。今の状況でいいと思っているから、そういう話なのですか。私は早急にしてくださいと言っているのです。

○建設部松木次長

先ほどもお話があったのですが、一応今年度につきましては、やはり途中で制度を変えるということがなかなか難しい部分がございますので、今年度ですぐ意見を反映して何かするということなかなか難しいかと思えます。ただ、今、高橋克幸委員の指摘にありましたとおり、当然こういったことというのは、来年度の冬の時期に営業活動とかそういったこともやりますので、秋とか夏とか今後の時期を踏まえて、なるべく早い時期にやっていきたいというふうに考えています。

○高橋（克幸）委員

ぜひお願いします。

◎除排雪について

次に、除排雪について伺います。

何回もこの第 2 回定例会でスケジュールの話が入札等も含めて出ているわけですが、これまで第 2 回定例会でこういう話は出ませんでした。何でこういうふうに皆さん、きちんと審議しなければならないのかという意見が出るというのは、昨年入札に問題があったからです。その入札のやり方に非常に疑義があった、問題があったということで、こういう状況になっているわけです。予算特別委員会でも、それから今も今後のスケジュールを質問されてもなかなか答えが出ないというふうに非常に残念ですが、それでは逆に、今の入札等の審議が、建設常任委員会でいつになったらできるのか、いつぐらいだったら審議していただきたいと言われるのか、それを答えて

いただきたいと思いをします。

○（建設）雪対策課長

本年度の地域総合除雪の入札要件等の検討に関するスケジュールでございますが、昨年度の日程を目安に考えております。そうした場合には、昨年度は 8 月 28 日に参加される業者の皆様に対して J V 編成に関する説明会を行っておりますので、この説明会のときには入札要件というのは整っていなければいけないということに逆になりますので、これまでに方向性を固め、なるべく早い段階で入札の要件等について説明したいと考えております。

○高橋（克幸）委員

では、逆算すると、盆前後には審議できるということではよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

なるべくその時期までには示したいとは考えております。

○高橋（克幸）委員

次に、伺いたいと思いをします。

昨年、8 J V から市に対して要望書が出されました。私は、この点についていろいろ議論をさせていただきました。一部感情的になったこともありましたので、それは反省をしております。

それで、まず人事がかわっておりますので雪対策課長に伺いますけれども、この要望書を読んでどのように受け止められたのかお答えください。

○（建設）雪対策課長

地域総合除雪に参加していただいております七つの J V、それと雪堆積場の J V を加えまして 8 J V の方々から小樽市地域総合除雪共同企業体として、昨年の 12 月 1 日に要望書をいただいております。その内容はといいますと、J V の構成員数等の編成要件を昨年度変えたことに対して、これまで市と業者間で培ってきた信頼関係を損なうのではないだろうか、また、今年度以降、除排雪業務の見直しに当たっては、市民の方や業界の方々と事前に意見聴取や要望把握を行って、市が拙速に進めるのではなく、十分に時間をかけて議論をしてくださいという内容の要望書でございました。これに関しましては、建設部も 8 J V の皆様の意見を聞きまして、4 月と 5 月に、まず意見交換をして意見を聞いているところでございますので、なるべくこの内容に沿って意見を聞いたり、また、市で内容が決まり次第きちんと説明してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

安田次長に伺います。予算特別委員会の答弁では、たしか雪対策にかかわっては 4 回目だというふうに伺っていたしましたので、改めてこの要望書を読んでどのように受け止められたのか伺いたいと思いをします。

○建設部安田次長

今、雪対策課長が答弁をした部分と、私なりに感じたことをここで答弁をさせてもらいたいと思いをします。

内容につきましては、ほぼ雪対策課長と同じでございますが、内容の中で、二つちょっと事例を挙げさせてもらいたいと思いをします。

「市に対し大きな憤りと不信感を増長させるものとなりました」という一文、それからあとは最後のところでございますけれども、「次年度以降の除排雪業務の見直しに当たっては、市民や業界各般にわたり事前に意見聴取や要望の把握を行うとともに」という形で切実な話だというふうに感じております。この部分等につきましては、異動あった後、詳しく話していただいた部分もございます。また、異動になった後に業者と会う機会も何度もございまして、そういう中では少し残念だった部分と、それから自分の役職としての身の引き締まる思いを感じました。

それを伴いまして、雪対策課長からも答弁をさせていただきましたけれども、今年度は 4 月の説明会と 5 月の説明会、2 回開かせていただきました。例年ですと、4 月に説明会を開いたことの例はございません。私が雪対策課に話をして、これについては 4 月終わってすぐやるように言ったのですが、いろいろと業務の部分も重なっており

ましたので、4月の後半、22日ですから中盤と申しましょうか、その部分でJV全体でのお話を聞くことができました。これにつきましては、細かい点ではなくて、いわゆる制度設計、いわゆる各JVの数、それから今回、前も答弁をしておりますが、新しくやった二つの制度、がたがた路面と基準の見直し、そういう部分についてだけ、まずは話を聞かせてくれという話で行ったのがこの説明会でございます。

ですから、5月の後半に行っています総合除雪の個別の打ち合わせにつきましては、これは個別で一つ一つ除雪の費用に関する部分とか、そういうテクニカル的な部分の会議を開いております。これについては、毎年行っている部分ですので、ここについても金額的な部分は新たな部分もありますので、私としては、4月22日のときにも業者には話したつもりですけども、要望書をいただいたためにいつもは開かれないこの会議を開きましたということで冒頭説明をさせていただいて、業者の意見を伺ったというつもりでおります。私の心象としてのことになるかどうかあれですけども、私が行ったことは以上でございます。

○高橋（克幸）委員

安田次長に引き続き伺いますけれども、経験者ということでぜひ意見を伺いたいのですが、昨年の建設常任委員会で入札が不調になった件について、秘書課参与にも出席をしていただいて私は感想を聞きました。過去の例も含めて伺いましたけれども、参与は、この不調については異常事態だというふうに発言をされました。過去の経験則からいって、安田次長の感想をぜひ伺いたいと思います。

○建設部安田次長

参与の言われた異常事態というのが、どういう意味かは、個人的な部分も含めまして把握できない部分もございましてけれども、私としての感想と申しまししょうか、そういう部分の中では、やはり特別な事例と申しまししょうか、びっくりしたという部分が大きいものです。何かしらの方法での手法の一つかとは思いましたけれども、実感としては、少し説明、また時間が足りなかったのかという部分と、それから少し丁寧な部分が足りなかったのかというふうにも感じているところです。実際には、そのときについては詳細もわからなかったもので、現在に至っては、その部分では少し慎重な判断をしなければいけないというのが実感していることと申します。

○高橋（克幸）委員

先ほど8JVとの意見交換ということで、代表質問等でも口頭で何点か出ていたかと思っておりますけれども、内容について知りたいものですから、メモとして出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

後日、メモで提出させていただきます。

○高橋（克幸）委員

もう一点気になっているのが、予算特別委員会で我が党の秋元議員が法令に抵触するのではないかという心配をしているという点でございますけれども、詳しくは予算特別委員会でやっているの、私は、その内容については確認していませんので聞きませんが、安田次長は、北海道に行ったときに確認するというような趣旨の答弁をされたと思っておりますけれども、いつ北海道に行かれるのか、その判断をいつ議会に示していただけるのか、この2点をお願いします。

○建設部安田次長

私の答弁が悪くて申しわけありません。北海道労働局になりますので国の機関になります。それで、質問につきましては、ちょうど来週行く予定でございますので、日程等、調整がこれからも必要になりますので、少なくとも今月中には聞いて、資料がまとまり次第、皆様には報告、また何かしらの考えを持っておりますので、まずは今月中には参りたいと思っておりますので御理解を願いたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

それから、報告事項の中で2点伺いたいと思っております。

まず、地域総合除雪の検証についてですけれども、少雪でしたのであまり参考にならないというのが私の実感でございます。これは概要ということでしたので、最終的な現物はいつごろ完成されるのか、いつごろ我々に提示していただけるのか伺いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

これらの概要の部分も含めまして、今、検証しているものを一度報告しましたが、これらの内容につきましては、なるべく早くつくりたいと考えておまして、第 3 回定例会までに間に合えばいいというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

ぜひお願いしたいと思います。

それから次に、貸出ダンプ制度について、先ほども議論がありましたので詳細は省きますけれども、やはり長年の組合のノウハウが中心になって今日まで来ているのだろうというふうに思っておりますので、やはりそれぞれの組合の合意が必要だろうと私も思います。また、そういう先ほどの答弁でしたのでお願いしたいと思います。この効率のかつ公平な配車方法等について見直しを検討するということでしたけれども、これは第 3 回定例会の建設常任委員会で協議できるのでしょうか、それをお願いします。

○（建設）庶務課長

方向性につきましても、建設常任委員会に示したいというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

もう一つ気になっているのが、内容をこれからいろいろ議論されるのでしようから、市民の皆さんというか町会との打ち合わせでもいろいろ議論されると思いますので、意見聴取をぜひいろいろしていただきたいと思っております。

資料の最後に出ています特例としての道路の考え方についてです。気になっていたのは、今回の議会でも質問が出ていましたけれども、集合住宅の通路の考え方です。恐らく市営住宅、道営住宅も含めていろいろ貸出ダンプ制度を使われているところがあると思うのですけれども、こういう方々、ずっとやってきた方々に対する意見聴取というか、これからの代替案みたいなものというものはあるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

まずは 7 月 12 日に除雪懇談会を実施しまして、その中で本日配布した資料の「現状」と「課題」について、まず説明をして意見を聞きたいと思っておりますので、その辺も踏まえて実際に利用団体の方についての意見等については、今後どういう形になるかわかりませんが、聞いていければというふうには考えてございます。

○高橋（克幸）委員

これにかわる何か代替案というものはないので、今のところはまだ考えていない。

○（建設）庶務課長

今回の課題としては、この制度の対象となる道路をどういうふうにするかというのも挙げていますので、その中で個々の部分についてもどうするかということでは検討の中の一つというふうには考えてございますので、代替案というものは現在ではまだ示すものはないという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

これは、また今後、議論をしていきたいと思っております。

それから、除雪の最後ですけれども、我が党の千葉議員が代表質問でされていた部分です。排雪路線になっているにもかかわらず、排雪が一度も入らなかった路線があるということでありました。再度、何か所あって何キロメートルあったのか説明してください。

○（建設）雪対策課長

排雪路線であって平成 27 年度に排雪を行わなかった路線に関しましては、357 か所で 227.7 キロメートルでござ

います。

(「83 キロじゃないの」と呼ぶ者あり)

済みません。今、227.7 キロメートルというのは排雪延長、全延長でございました。排雪しなかった延長は 83.3 キロメートルでございます。

○高橋（克幸）委員

予算特別委員会でも議論になっていると思いますので細かくはやりませんが、市民と語る会というのがあります。春、高島会館で行われました。そこで非常に憤っておられた市民の方がいらっしゃいました。なぜ入るというに入らないのだと、必ず年 1 度入ってくれていたのに今年は入ってくれなかったと非常に不信感を持っていました。そういう路線に対しては、雪対策課のほうから、今年は入りませんか様子を見ているので入れないかもしれませんということは周知されたのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度におきまして排雪路線であったのに排雪に入らなかった 357 か所につきましては、電話等で排雪が入らないのですかというような要望等がありました場合には、現在入ることは決まっていなかったということは言いましたが、今後も含めて入りませんかというような説明というのはしておりません。

○高橋（克幸）委員

市長がきめ細やかな除雪をすと言ったわけですよ、これ逆行していませんか。私は、市民に対して物すごい信頼関係を損ねたというふうに思っています。これに対しては、これから住民説明会とかあろうかと思っておりますけれども、市としてはどういうふうに説明しようと思っておりますか。

○（建設）雪対策課長

昨年度の排雪に関して市民の皆様への懇談会等での説明ですが、昨年度に関しましては少雪ということがございまして、それまでの平成 25 年度や 26 年度に関しましては、地域でどこか 1 か所に排雪が入りますと順番に排雪をしていかなければいけないような状況で、どこかに一つ入ると次は自分のところだというのがわかるような状況で、何回入ったというふうな認識で皆さんいらっしゃったと思うのです。具体的に言いますと、地域、面が入っていたという形なのですが、昨年度に関しましては少雪ということもありまして、必要と認められた路線のみを入れていくという形で地域の一つの路線に入って、今までの例から次、自分のところの前の道路に来るのだと思っていたところが入らなかったというような形で、今までと違うのだという疑問も持たれた市民の皆様がいると思います。それに関しては、必要な箇所を必要な時期に排雪するという形は変わらないのですが、降雪状況等が平成 26 年度以前と変わっていたものですから、ちょっと違うような形になったという形で説明してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よくわからないのですけれども、不信感を持たれているわけです。必ず毎年入るという路線なのに、なぜ入ってくれなかったのかという、説明も何もない。そういう中で、こういうことで入れなかったのですとか、今年はどういう考え方ですとかと話していないではないですか。ですから、それに対して今年はきちんと説明をして、昨年からこうなっていますとかと説明しないとわからないのではないですか。そのことを聞いているのです。

○（建設）雪対策課長

排雪に関するプロセスといたしまして、まずパトロールを行い、それからかき分け除雪や拡幅除雪を行って、それで幅員が確保できなくなったときに排雪を行うという方法で従来からしておりますので、そのプロセスに関しては変わっておりませんので、その点については、まず一つ説明したいと考えております。

また、その上で、平成 26 年度以前には入っていたのに 27 年度には入らなかった路線があったということにつきましては、道路の状況から、まだ入る時期ではないと判断して入らなかったという旨についても説明してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

あまりこの点でやりませんが、いずれにしても市民の皆さんが、なるほどそういうことなのかと納得できるような説明を、信頼回復をできるようにお願いをしたいと思います。

◎小樽市水道局各種委員会規程について

それでは質問を変えます。

水道局に伺います。小樽市水道局各種委員会規程について何点か伺います。

まず、この規程の目的は何なのかお示してください。

○（水道）総務課長

ただいま小樽市水道局各種委員会規程の目的について質問をいただきましたが、目的につきましては、規程の第 1 条に規定しておりまして、水道事業等の設置等に関する条例で定めております公営企業管理者の権限に属する事務を補助するために設けられる各種委員会について、七つの委員会を定めております。

○高橋（克幸）委員

昭和 52 年に制定されていますけれども、なぜ制定されたかという経緯はわかりますか。もしわからなかったら結構です。

○（水道）総務課長

この規程をなぜつくったかという質問ですが、制定当時の伺いを確認いたしましたが、制定理由と制定に至る経緯というものが記されておりましたので、まことに申しわけございませんが、正確な理由というのはわかりません。

○高橋（克幸）委員

それで、七つ委員会があるわけですが、この委員会の名称を説明してください。

○（水道）総務課長

七つの委員会の名称について申し上げます。

一つ目が小樽市水道局例規等審査委員会、二つ目が小樽市水道局広報委員会、三つ目が小樽市水道局建設工事等委員会、四つ目が小樽市指定給水装置工事業業者及び下水道工事店資格審査委員会、五つ目が小樽市指定給水装置工事業業者及び下水道工事店違反工事審査委員会、六つ目が小樽市水道局水道資材等審査委員会、七つ目として小樽市水道局技術検討委員会となっております。

○高橋（克幸）委員

委員会ですので必ず委員長が選出されると思いますけれども、これはどのように選出されますか。

○（水道）総務課長

組織には、「委員会には委員長を置き、委員のうちから管理者が指名する。」と運営につきまして水道局各種委員会規程第 4 条で規定しておりまして、これらの委員会につきましては、全て水道局次長が委員長を務めております。

○高橋（克幸）委員

管理者が指名するということが次長がなっているということですね。

それで、三つの委員会について伺いたいと思います。

最初に、建設工事等委員会です。この委員会の担当事務について第 9 条に載っているかと思いますが、簡単に説明をお願いします。

○（水道）総務課長

水道局建設工事等委員会の担当事務についてですが、第 9 条に記されております。簡単に申し上げますと、建設工事及び業務委託に係る指名競争入札の資格審査、格付、参加者の審査、それから工事製造及び業務委託の契約に

関する入札参加者随意契約の相手方の指名についてということで規定しております。

○高橋（克幸）委員

それで、これを読んで私は不思議だと思ったのですが、市長部局にも建設工事委員会というのがあります。そこでは同じような調査、資格審査申請の受付、そして格付もやっております、同じことをやっているわけです。現状として、水道局としては、市長部局の格付も含めて市長部局のものを準用しているというふうに伺っていますが、どういうやり方でやっておりますか。

○（水道）総務課長

ただいま質問をいただきました点について、資格審査につきましては、市で作成している名簿を水道局で用いるということになっております。結果といたしまして、市でつくっている名簿を水道局でそのまま使用するととなっておりますことから、水道局の工事委員会のところでしております一般の名簿に載っている方の資格審査、格付については行っていないというのが現状でございます。

○高橋（克幸）委員

資料を取り寄せて確認したのですけれども、小樽市水道局契約規程というのがありまして、「小樽市水道局指名競争入札参加者資格認定規程の廃止」というのが附則に載っております。これは平成 15 年ですけれども、このとおりでよろしいですか。

○（水道）総務課長

そのとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

ということは、廃止されているという中であって、この建設工事等委員会の第 9 条第 2 項 1 号及び 2 号がそのまま残されているということでもあります。早い話がやっていないものがここに載っているということですが、これは平成 15 年のときに私は見直すべきだったのだろうというふうに思っていますが、いかがですか。

○（水道）総務課長

今、平成 15 年に廃止した内容というものは手元に持ってございませんが、水道局で市の名簿を用いるということになったのが平成 18 年でございます。ですので、年次の違いはございますが、現在行っておりません事務につきましての改正は必要であったというふうに認識しております。

○高橋（克幸）委員

委員長である次長に伺いますが、これはやはり見直して現状に合うようにすべきではないかというふうに私は思っていますが、いかがですか。

○水道局次長

規程の見直しであります。規程を制定した時点と現時点とで状況の変化が実態に即さないというのは実際あると思います。それで、工事規程等も含めまして、今後、委員会等の見直しをやっていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

次に、水道資材等審査委員会です。この点の文言の規定について確認をしたいと思っております。

水道局各種委員会規程第 12 条第 2 項により「小樽市水道事業給水条例第 9 条第 1 項の規定による」ということで第 9 条を確認しましたけれども、この規程にある水道資材の承認、この「承認」という 2 文字が給水条例第 9 条にはありませんでした。これについてはどういうふうに判断をすればよろしいですか。

○（水道）サービス課長

委員会の承認でございますけれども、承認は、メーカーから小樽市内で使用する資材について承認してほしいという申請に基づきまして審査をするものでございます。

○高橋（克幸）委員

第 9 条では指定するということになっております。文言の定義からいくと全然違うことなのですが、この規程の承認というのは第 9 条にかかわってどういうふうに判断すればよろしいですか。

○（水道）サービス課長

指定の部分でございますけれども、指定は、配水管への取り付け口から水道メーターまでの間の給水装置、こちらに用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を審査するものでございますので、先ほどの承認は、あくまでも小樽市内全域で使用できる資材について承認できるかどうかということで、その辺で違いがございます。

○高橋（克幸）委員

この委員会については最近開かれておりますか。

○（水道）サービス課長

平成 26 年に 2 件の申請がございます。

○高橋（克幸）委員

次に、技術検討委員会、第 13 条について確認をしたいと思っております。これについても担当事務を説明してください。

○（水道）整備推進課長

技術検討委員会の担当事務につきましては、委員会規程の第 13 条第 2 項で定めておまして、第 1 号では「水道施設における浄水処理方法及び下水道施設における汚水処理方法の検討について」、第 2 号につきましては「上下水道施設において使用する主要機器の機種選定について」となっております。

○高橋（克幸）委員

この技術検討委員会というのは最近開かれたことがありますか。

○（水道）整備推進課長

この委員会自体は平成 17 年に設置しておりますけれども、最後に開催したのが平成 24 年度になってございます。

○高橋（克幸）委員

それはどういう内容ですか。

○（水道）整備推進課長

これまで中央下水終末処理場におけます汚泥処理棟の規模、機種の選定とか、また、この委員会で定めている担当事務以外もやっております、会議を開いております、局全体にかかわる技術的な方針である施設の統合とか、あとは下水道の主要幹線ルートの変更、また、水道管の内面仕様変更などの検討について行ってきてございます。

○高橋（克幸）委員

必要に迫られて、その委員会ということでやっているのでしょうかけれども、規程にはない担当事務ですね。こう見てみると、この規程については、やはり細かく見直す必要があるのだろうと私は思っております。

再度、委員長である水道局次長に伺いますけれども、この各委員会の内容について、もう一度きちんと把握をされて、何が問題点なのか、それから具体的にどういうふうに直していかなければならないのか 1 回まとめていただきたいと思いますが、いかがですか。

○水道局次長

ただいま各担当課長からも答弁いたしましたけれども、この委員会の制定した時点と現時点においては法整備などが行われているものもあり、状況の変化から実態に即していないというのが現状であります。高橋克幸委員の指摘を踏まえまして、これから見直していきたい、また、変更するところは変更し、改正していきたいと思っております。思うではなくてやってまいりますので、よろしく願いいたします。

○高橋（克幸）委員

早急に直すところは直していただきたいと思っております。

建設工事等委員会については、各種委員会規程第 9 条第 2 項第 1 号及び第 2 号は実態がないわけですから、そういう意味では速やかにお願いをしたいと思ひますし、報告もお願いしたいと思ひます。

○高橋（克幸）委員

◎小樽市上下水道ビジョンについて

次に、小樽市上下水道ビジョンについて何点か伺ひます。

このビジョンの期間は、いつからいつまででしょうか。

○（水道）主幹

ただいま上下水道ビジョンの計画期間についてなのですけれども、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間でござひます。

○高橋（克幸）委員

第 6 次総合計画と同じということになるかと思ひます。もう恐らく 8 年目になるのでしょうか。そろそろ次の計画の準備をしなければならぬと思ひますが、今どのようになっておりますか。

○（水道）主幹

次期ビジョンにつなげるために、現在は、年度終了ごとに現ビジョンの進捗等についてのフォローアップを行っているところであります。

また、厚生労働省が提供してありますアセットマネジメントに関する簡易ツールを利用して概略的なデータ、例えば今後必要と思われる施設の投資費用、さらには収入見込みなどを入力して、更新需要及び財政収支のシミュレーションについても研究していくところであります。

○高橋（克幸）委員

これまで上下水道施設をずっとつくってきた又は配管してきたという時代は終わらして、維持・管理の時代に入つてまいりました。そういう面では老朽化対策、維持・管理対策ですね、一番大事だろうというふうに思ひます。今、主幹が答弁されたようにアセットマネジメント手法、私は非常に大事だと思ひますので何点か伺ひたいと思ひます。

ビジョンの 25 ページにアセットマネジメント（資産管理）となっておりますけれども、まず概略を簡単に説明してください。

○（水道）主幹

アセットマネジメントにつきましては、資産管理のことでありますけれども、上下水道施設に関しまして、点検、台帳の整理、機能評価や優先度の評価を行い、中・長期的な財政収支の見通し及び更新需要の予測の下、更新計画を策定し、計画的な施設の更新を効率的、効果的に実施していくものであります。結果として、ライフサイクルコストの低減につながるものであります。

○高橋（克幸）委員

それで確認したいのは、まず先に施設の機能評価、それから優先度の評価、この 2 点についてはどのようになつておりますか。

○（水道）主幹

まず、機能評価でござひますけれども、これは施設の物理的な診断、例えば外見的な劣化、能力の適正化、性能の劣化など、そういうことを判断していくものであります。

また、優先度評価につきましては、今、言つた機能評価を基に評価していくものであります。

○高橋（克幸）委員

それで、現状はどのようになつておりますか。

○（水道）主幹

現在は、台帳整備とかそのようなものを行っておりますが、まだこの評価につきましては、実際示すものはございません。ただ、個別的な計画において評価というのはしているものですから、個別計画でそのような小さい分野なのですけれども、評価はしているということでもあります。

○高橋（克幸）委員

これはやっていないということですね。

それから、更新需要の予測、財政見通しも含めての 30 年から 40 年先のものというふうになってはいますが、これについてはいかがですか。

○（水道）主幹

更新需要の予測ですけれども、これは施設の優先度を勘案して更新時期を検討するものであります。例えば、法定耐用年数とございますけれども、これに供用年数というのをこれ以上に設定するなりして、更新需要をいついつ、例えばダクタイル鋳鉄管であれば 40 年もちますと耐用年数がございますけれども、実際には供用年数として、いやいや 60 年もつのだと、80 年もつのだと、そういったものを勘案して更新需要を予測しているところでございます。

○高橋（克幸）委員

恐らくこの 30 年、40 年先というのは、私は今の段階では無理だろうと思っています。ですから、最低限、次の項目にありますけれども、更新計画の策定が 10 年のスパンですから、これが現実的だろうと思っているわけですが、財政の見通しを確認させていただきましたけれども、これでいいのかと非常に不安を覚える内容でした。やはりそれは先ほど説明されたアセットマネジメント手法がしっかりとスタートできていないということが大きい要因かと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○（水道）主幹

確かに財政の見通しを酌んで個別計画、更新計画などの策定を行うものですが、まず財政の見通しというのは 30 年、40 年先というのがアセットマネジメントの基本でありまして、それをバックキャストとして身近な計画期間の更新計画を立てるということが理想であります。

ただ、現在は研究中、またあるいは整理中ということで進めておりますけれども、次期ビジョンを作成する前には、このようなアセットマネジメントにのっとった方法で取り組んでいきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

最後に陳情の件で質問をして終わります。

◎陳情第 10 号について

陳情第 10 号について、2 点確認をさせていただきます。

昨年、建設常任委員会で現地視察に行きましたけれども、市道の第 2 種路線ということで、前年よりは少しは改良されるだろうという話でした。なので、これが検証としてどうだったのかというのが一つ。

もう一つは、以前の第 1 回定例会のときにも聞きましたけれども、あそこは特別養護老人ホームはるとか郵便局とか小学校が近くだとか、いろいろ公共施設があるところですが、あの公的建設のときには、市と地域の間で除雪について協議もあったのだというふうに地域住民の方から聞いておりましたので、第 1 回定例会のときには、まだ確認できていませんという答弁でしたけれども、この 2 点について答弁をお願いします。

○（建設）雪対策課長

赤岩 2 丁目の市道北山中学校下通線と赤岩道線の状況についてと思われませんが、昨年度の状況に関しましては、市内の除排雪第 2 種路線 25 か所について道路幅員や雪山の高さを継続的に計測しており、この 2 路線についても計測しております。その具体的な場所といいますと、赤岩保育所の前と赤岩郵便局の前でございます。それぞれ北山中学校下通線につきましては、現道幅員が 4.7 メートルに対し、計測期間中の最低幅員が 3.8 メートル、雪山の最

大堆積高が 1.5 メートルでした。赤岩道線に関しましては、現道幅員 5 メートルに対し、計測期間中の最低幅員が 3.5 メートル、雪山の最大堆積高が 0.8 メートルでございました。これらのことから一定の管理ができたと考えております。

また、赤岩 2 丁目の社会福祉法人が設立されたときに、地域の方々と除雪に関して特別な約束はあるかにつきましては、この社会福祉法人に関しましては、平成 8 年に社会福祉法人の設立認可を得ておりまして、その後、特別養護老人ホームを平成 8 年に着工し、翌 9 年に事業を開始しております。この間に除雪業務を担当してありました土木事業所長を務めた当時の市の O B に聞き取りを行いましたところ、「福祉施設が事業を開始することに当たり、地域の方々と特に除排雪を強化する旨の約束をしたという記憶はない」という回答を得ております。

また、雪対策課に当時の除雪懇談会の議事録や特別な約束をした旨の資料等も存在しなかったということが事実でございます。

○高橋（克幸）委員

そうすると、住民の方、市民の方がうそをついていたということになるのですよ。いいのですか、それで。私は、これは皆さんも一緒に行ったので聞いていたかと思うのですが、とてもそんな何もなかったというような印象を私は受けませんでした。皆さんに聞いてもらってもわかると思いますけれども、何かナシのつづてで 100% ないような、そういう答弁は私はいかがかと思います。ですから、当然あそこの交通量というのは多いですし、混雑するところというのは皆さん認識しているわけですから、今の答弁に関しては私は納得できませんので、もう一度調査していただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 15 分

再開 午後 3 時 32 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎住宅エコリフォーム助成制度について

住宅エコリフォーム助成制度については前の委員の方も質問していますので、私から 1 点、今回、申請が少ないという話を伺いました。小樽だけが少ないのか、道内のほかの都市での状況をつかんでいたら、その件数をお示しください。

○（建設）建築住宅課長

他都市の状況ということなのですが、6 月 20 日に他都市に今年度の申し込みの件数だけを聞いたデータがございます。それで、まず函館市ですけれども、まだ 1 件ということでありました。それから、釧路市については 4 件、札幌市については 20 件という件数だけのデータは持っております。先ほど高橋克幸委員からも指摘がありましたが、詳細についてはもう少し調査してまいりたいと考えております。

○川畑委員

申し込みが少ないという状況が小樽だけではないという状況がわかりました。

それで、再申し込みというのが、昨年の第 4 回定例会の建設常任委員会の中で議論になったと思うのです。そのときは、たしか今回は、あくまでも初年度の初めて行うケースであり、応募状況を見ながら次年度に向けて以前利用した方も再度利用することが可能かどうかを検討したいとしていたと思います。申込者の事情から、再申し込みがあった場合には、その事情を正確に捉えて受け付けすることが必要ではないのかと私は思うのです。

それで、追加工事とか一定期間経過したものなどもあるわけですから、具体的な対応を今後やはり検討してもらいたいと思うのですが、その辺についてお答えいただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今、委員の指摘にありました再申し込みと申しますか、前回やった人もということでありますけれども、先ほど松木次長からも答弁がありました。ある程度事業者のヒアリングを通して、そういう要望等があるのであれば、前回来た人の条項と申しますか、そういうのを抜いてほしいということであれば、検討してまいりたいと思っております。

○川畑委員

そういうことで、ぜひこの住宅エコリフォーム助成制度について、もっとやはり周知徹底をしていただいて、利用できるような体制をつくっていただきたいと思っております。

◎潮見ヶ丘雇用促進住宅の取得について

次の質問は、潮見ヶ丘雇用促進住宅の取得についてであります。この問題については、一般質問で我が党の新谷とし議員も質問しておりますので、その辺、重ならないようにしたいと思うのですが、まず雇用促進住宅廃止に伴う退去者の公営住宅等での優先受け入れという依頼が厚生労働省、そして国土交通省から出されているわけですが、その内容については、公営住宅法の第 25 条第 1 項の規定に基づく入居者の選考において最優先に取り組んでいただくと、そういう特段の配慮をというような形で出ているわけですが、これについて市は確認されているでしょうか。

○（建設）越智主幹

今、委員がおっしゃられた通知ですけれども、最初は平成 18 年に通知が出ておりました、その後、27 年 6 月に同じような趣旨の通知が出ていることは小樽市としても認識、確認しております。公営住宅法第 25 条の規定に基づく入居者の選考について、優先的に取り扱うようにということでございますけれども、これはいわゆる優先的な入居ということについて配慮してほしいということの趣旨ということで認識しております。

○川畑委員

それで、潮見ヶ丘雇用促進住宅は、まちなかの地域というか、そういう点ではまれに見る場所で、敷地も広さも、交通の利便性だとか、そういう点では良好な状況にあると思うのです。このような状況にある市営住宅、いわゆるまちなか地域にある市の主な市営住宅の入居状況の倍率を知りたいのですけれども、まちなか地域といえば勝納、若竹、潮見台があると思うのですけれども、その辺の主なところで結構ですからお示しいただけますか。

○（建設）越智主幹

今のまちなかの地域なのですけれども、まず、あきが出てこないという状況がございます。それで、年に 1 戸が出ればせいぜいというような状況がありまして、倍率はやはり高くなっております。それで、倍率も 50 倍を超えるようなところというのがやはりありまして、過去 5 年間で見ますと、平成 23 年 10 月の募集ですけれども、勝納住宅で 79 倍、82 倍というような倍率が出ていたことがございます。

あと、24 年度でいくと 6 月の募集で 63 倍、それから 25 年度でいきますと 6 月に 1 LDK で 118 倍という倍率が出ていたことがあります。あと同じ 26 年 2 月の公募のときには 81 倍というのがありました。あと、26 年になるのですけれども、若竹住宅でやはり 87 倍とか 59 倍という倍率が出たことがございますし、あと同じように勝納でも 92 倍という倍率が出たことがございます。以上こういう形で、いずれもこの年 1 戸しか募集が出ていなかったとい

う状況もあるのですけれども、非常に高い倍率になったということが実績でございます。

○川畑委員

あの辺、まちなか地域となるとやはりあかないし、相当倍率も高くなるということだろうと思うのです。

それで、厚生労働省や国土交通省からの退去者の公営住宅での優先受け入れ依頼については可能なかどうか、その辺聞かせてくれますか。

○（建設）越智主幹

本市におきましては、例えば高齢者世帯とか、ひとり親世帯、それから低所得者世帯とか、あと身体障害者世帯につきましては、通常の一般の公募とは別に特定目的住宅という住宅の枠を設けておりまして、そういう先ほど申し上げた条件を満たす方につきましては、一般住宅に加えて、それらの特定目的住宅のほうにも申し込むことができるという形で優先入居ということで実施しているところでございます。

○川畑委員

それでは、一般住宅、あくまでも特定目的住宅が前提になると、そういうことでよろしいですね。

それで、雇用支援機構のほうでは、民間売却できない場合は平成 30 年から 31 年度の間に退去していただくと、そういうようなスケジュールを組んでいるようです。市として入居者に対してどんな対策を考えられるのか、もし対策を考えられるものがあればお示しください。

○（建設）越智主幹

まず、雇用促進住宅が市営住宅ではないというのが 1 点ございます。それで、市営住宅の中同士ですと、例えば建て替えるとかそういうことがあるのであれば別なものがあるのですけれども、そういうことがなかなか言いづらい住宅です。あともう一点、公営住宅というのが、これも公営住宅法の決まり事になってしまうのですけれども、公募するというのが原則ということになっておりますので、申し込んでいただくということはもちろんできるということと、あとまだ若竹の 3 号棟とか含めてほかのところもそうなのですけれども、特定目的住宅がもしあって、そこに該当する要件があるという方であれば、先ほど答弁をしたような形で優先入居ということもまたできますので、そういう形で対応していくということで考えております。

○川畑委員

それで、現在の空戸、あいているところが、雇用促進住宅については 120 戸のうち 40 戸があいているそうなのですけれども、雇用支援機構は、このあいている、空戸と言われるものなのですけれども、これについて機構が修理すると言っているのです。

また、支援機構に対して空戸以外に修理戸数を増やしてもらうとか、あるいは耐震工事の援助をしてもらうとか、そういうのを市が譲り受けることを検討できないものかということをお聞きしたいのです。それで、市が譲り受け可能な条件を機構側に示して話を一緒に進めてもらえないかどうか、それが希望なのですが、そのことは可能かどうか、できるのかお聞かせいただけますか。

○（建設）越智主幹

これは一般質問の中でも新谷議員に対して答弁させていただいた内容と同じことしか答弁できないのですけれども、そのときに答弁をしたように、長寿命化計画という計画をつくって、それで適切な管理をしているという状況があって、それで新たに改善等、53 年の建物ということになりますので、あいた住戸そのもの以外のところでもやはり相当年数がたってきている建物であるとは思っておりまして、そういう住宅で今後も新たな改善等が必要となってくる住宅を取得するということは、財政状況からやはり難しいというふうにご検討いただいております。

○川畑委員

相当難しいと捉えざるを得ないのだということだと思っておりますが、例えば無料で譲り受けができるということであれば検討の可能性もあるのかという気はするのですけれども、今、住んでいる方々を何とかずっと住まわせても

raitaiという気があるものですから質問させていただきました。ありがとうございました。

◎**忍路防災事業について**

次に、忍路防災の点で1点聞かせていただきたいと思います。

先ほど報告がありましたけれども、忍路防災の安全対策について質問させてください。

新設の忍路トンネルは1,742メートルの長さがある。市民の方から最近のトンネル内での事故報道によって不安の声が伝えられているわけです。私のほうにも安全策はどういうふうになっているのだという質問もありました。

実は、5月19日に行われた国道新設改修期成会において、国道5号小樽一余市間の国道新設改修に関する事業説明会が行われて、小樽開発建設部から二人の方が説明に来られていました。安全対策について、私は質問したのですが、開発建設部の方からの答えは、一つは非常電話の設置をする。それから、LED照明を明るくする。それから、トンネル内をコンクリートの舗装でより明るいものにしたいと、あるいは事故対応として防災訓練を行うなどの点で回答がありました。しかし、そこで具体的な回答がなかったものですから、この機会に安全対策の具体的な対応について、今の段階で説明できるものがあれば聞かせてくれますか。

○**(建設) 近藤主幹**

現時点でのトンネル内の具体的な安全対策につきましては、トンネル内の防災施設として非常電話機21個、非常通報装置39個、消火栓38個、非常駐車帯2か所を設置すると聞いてございます。

○**川畑委員**

これはまだ確定ではないのですか。

○**(建設) 近藤主幹**

あくまでも現段階ということで聞いてございます。

○**川畑委員**

このほかにまだ質問したいのはあるのですが、ちょっとまだはっきりしていない面があるので、それはまた改めて質問の機会を得たいと思います。

◎**陳情第10号について**

それでは次に、赤岩2丁目の陳情第10号の件について質問させていただきます。先ほど高橋克幸委員からも質問がありましたけれども、ダブらないようにして質問をしたいと思います。

この冬については、少雪によって結果的に何とか経過してきたと思うのですが、しかし、地元の皆さんから今後の不安などについて、私どもに声が寄せられています。そこで質問したいと思うのですが、除雪第2種路線の出動基準の見直しで降雪15センチメートルから10センチメートルに変わったわけですが、昨年12月の建設常任委員会で、この路線は第2種路線となっており、その基準に沿って対応してもらっている。例年よりは除雪回数が増えてくると、そういう答弁をいただいていた。それで、除排雪において何回実施しているのか伺いたいのですが、除雪と排雪に分けてお答えください。

○**(建設) 雪対策課長**

市道の北山中学校下通線と赤岩道線の除雪回数と排雪回数でございますが、除雪回数につきましては、新雪除雪と路面整正除雪、合わせまして北山中学校下通線は29回、赤岩道線は28回、排雪に関しましては、ともに1回ずつでございます。

○**川畑委員**

その回数というのは、地元の人に言わせると例年どおりだと言われたのです。それが本当かどうか確認できなかったのですが、排雪については1回限りで、雪対策課にただしたところ、今年はこれ以上実施する予定はないと言われたというのです。それは事実かどうかわかりますか。

○（建設）雪対策課長

排雪を 1 回行ったことは事実でございますが、今、委員の言われたような表現をしたかどうかについては確認がとれてはおりませんが、排雪に関しましては従来からプロセスであります必要な時期に必要な箇所を行うということで今回は 1 回させていただきます。

○川畑委員

それでは 1 回限りだったというふうに捉えていいですね。

それで、空き地の雪押し場の確保についてなのですが、前回の建設常任委員会では活用できる場所があれば活用したいと改めてステーションに当たってもらうよう伝えたいという答弁をいただいているのですが、雪押し場の確保はどうなっていたのかお聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

この地域、北山中学校下通線と赤岩道線、この路線に関する雪押し場ですが、昨年度につきましては、確保することができませんでした。今年度につきましては、改めて地域総合除雪の業者の皆様にお聞きしたところ、ある箇所、ここをもし市で何とか借りていただけるのであれば雪押し場として利用できるという箇所が何か所かありましたので、これから地権者に当たりたいと考えております。

○川畑委員

質問を変えますけれども、昨年、現場に行きまして、仮の砂置場を、年配の方が言っていたのですけれども、その土地にお借りして設置しました。そのときは砂置場の在庫がないということで仮物だと、仮設だということで聞いておりました。今年は、正式な砂置場の設置をするのかどうか市民の方が心配しているのですけれども、これについてはどうですか。

○（建設）雪対策課長

赤岩道線に設置した仮の砂置場についてだと思われませんが、この箇所に関して本年度につきましては本設置したいと考えております。

○川畑委員

よろしく申し上げます。

それで、もう一つ、ケアハウスはるといふ福祉施設があるのですが、それと赤岩保育所に面する北山中学校下通線の歩道の件ですけれども、これまで市道の除雪したものを積み上げていたと聞いています。今年もそうだったと言うのですけれども、ここは積み上げることで北山中学校、高島小学校への通学あるいは通園に車道を利用せざるを得なくなる。そういう点で、昨年はそれでもまだ雪が少ないほうだったのだけれども、安全確保のためにも歩道には、ロータリー除雪車で雪を飛ばすとか除雪を徹底してもらいたいと、そういうことが新たに要望として、この間行ったときに出されました。その辺は見直しが可能なかどうか聞かせていただきたいのです。

○（建設）雪対策課長

赤岩保育所前の北山中学校下通線の歩道に関する件でございますが、この車道が 5 メートル程度しかなく狭い車道なものですから、昨年度までは車道の除雪した雪を歩道に積んで歩道を塞ぐような形で、そういうような作業をずっと続けておりました。この状況については本年度も変わらないのですが、雪押し場、この地域でもし雪押し場を確保することができれば状況を変化させることができますので、まずは雪押し場を探したいと考えております。

○川畑委員

雪押し場をつくるのは大切なことなのだけれども、歩道は、あそこは生徒とか園児が通るためには、狭い道路ですから確保しなければ安全性が保てないと思うのです。その安全性を重視して今年は取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員がおっしゃられましたとおり少し車道が狭いものですから、どうしても車道の中に雪を積むというのがこれまで難しい状況でございましたので、この状況については道路幅員等も変わらないものですから、何とか雪押し場を見つけてどこか押せる場所を探していきたいと考えております。

○川畑委員

この問題をなぜ私がしつこく言うかという、あの辺にいろいろな老人施設とかがあって、その従業員がとめる駐車場が周りにあるのです。その雪も一緒に歩道のところに持ってきているのではないかという話を聞くのです。ですから、あえて歩道を排雪して、その雪を持ってこさせないような対策を考えてもらいたいと考えているのです。そういうことはできませんか。

○（建設）雪対策課長

周りの方から雪出しがあるという話でしたので、雪出しに関しては、そういうようなことも今、情報も寄せられましたので、ここのところの雪出しに関しては、パトロール等を強化してなるべくやめていただくような、必要であれば看板も立ててやめていただくような形をとりたいと考えております。

○川畑委員

この陳情第 10 号について、もう一点だけお願いがあります。冬期間、路上駐車の問題です。除雪の障害になっているのです。それで、広報おたるで注意を促してもらっているのだけれども、なかなか徹底されないのが実情のようです。隣近所の人ですから、なかなか苦情を言うのにも難しいと、話しにくいというのが本音のようです。ですから、かつてはチラシをつくってくれて、あそこに張り紙をしたりするか立て看板を立てるとかということもやってくれた時期があるそうです。その辺についての対策はできないのですか。

○（建設）雪対策課長

路上駐車のために除雪作業が滞るという件につきましては、我々も認識を同じくしているところでございまして、路上駐車が除雪の支障になっている場合は、警察等の協力を得て、まず相手方にアプローチをするということをやっております。そのほかに悪質な場合であったり必要であれば、ワイパーのところに路上駐車はやめてくださいというような紙を置いていくという作業は可能だと考えております。

○川畑委員

どちらにしても、平成 27 年度は少雪だったのです。私は今後、28 年度も少雪であればいいと思います、やはりだけれどもそう甘くはないだろうと思っています。少なくとも 5 年平均くらいで見っていく必要があるのだろうと思っていますので、強力にそういう指導をお願いしたいと思います。

◎議案第 12 号について

次の質問に移ります。議案第 12 号の動産の取得についてです。

これはロータリー除雪車購入の問題ですけれども、平成 26 年、27 年、そして今年と続いているわけですけれども、このロータリー除雪車の購入については毎年行うことになるのかどうか聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

市が所有しております除雪機械なのですけれども、古いものに関してはかなり古くなって老朽化が進み、故障なども頻繁に起こるような状況でございますので、計画的に来年度も予算が許されれば購入してまいりたいと考えております。

○川畑委員

購入に当たって国庫補助金が計上されているわけですけれども、国の補助金の対象となる条件というのはあるのですか。

○（建設）雪対策課長

今回の購入に当たり、社会資本整備総合交付金による補助措置を国からいただいております。要件といたしましては、積雪寒冷特別地域の道路に対して特別措置法により補助指定された市道の除雪、我々は雪寒路線と呼んでいるのですが、雪寒路線の除雪に使う機械という形で補助が認められております。

○川畑委員

市の道路の延長とか、あるいは補助率の問題などもあると思うのですが、その辺は。

○（建設）雪対策課長

雪寒路線に指定された市道の延長といたしましては、154.1 キロメートルでございます。補助率ですが、3分の2となっております。

○川畑委員

それで、今年度の車両については、旧車両を廃車にして入れ替える計画なのかどうなのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○（建設）雪対策課長

今年度新たに購入しまして、その前に使っていた機械につきましては、更新という形で廃車にするのではなく、今後も使用していきたいと考えております。

○川畑委員

そうしたら、先ほどの国の補助があった部分で、それを新たに入れた場合は古い車両をまた修理なりして使っていくということですか。

○（建設）雪対策課長

新たに増えた分を加えて1台多く所有した体制で臨んでいきたいと考えております。

○川畑委員

それで、今年度のロータリー除雪車を購入することで、市が所有するロータリー除雪車は総数で何台になるのですか。

○（建設）雪対策課長

現在、市が所有しているロータリー除雪車は23台でございますので、今年度新たに1台を加えますと24台になります。

○川畑委員

それで、市が所有する車両で補助対象の車両と対象外の車両、これについてお聞かせいただきたいのです。

○（建設）雪対策課長

市が保有します雪寒路線を対象とした補助対象となるロータリー除雪車でございますが、現在11台ございます。それで、現在、所有しているロータリー除雪車が23台でございますので、23引く11で12台が補助対象外のロータリー車となります。

○川畑委員

では、今回新たに購入することで1台増えるのですね。そうしたら、どちらが1台増えることになるのですか。

○（建設）雪対策課長

今回は、11台が補助対象のロータリー除雪車、市役所が保有しておまして、その11台のうち、今、更新対象となる古い1台を補助対象から外して保有して、新たに購入したものを補助対象のロータリー除雪車としますので、11台は変わりございません。

○川畑委員

それで、第1から第7ステーション及び中央ふ頭での排雪場に配備されているロータリー除雪車をステーション

ごとに示してもらいたいのですが、そのうち市が貸与する台数とリースによる台数もあわせてお示してください。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度の実績で第 1 ステーションから第 7 ステーション、それと中央ふ頭雪堆積場の管理業務に使用したロータリー除雪車でございますが、第 1 ステーションに関しましては 5 台、そのうち市が貸与したのも 5 台、第 2 ステーションに関しましては 6 台、そのうち市が貸与した機械は 6 台、第 3 ステーションに関しましては 4 台、そのうち市が貸与したものは 3 台、第 4 ステーションに関しましては 5 台、そのうち市が貸与したものは 3 台、第 5 ステーションに関しましては 5 台、そのうち市が貸与したものは 5 台、第 6 ステーションに関しましては 6 台、そのうち市が貸与したものは 6 台、第 7 ステーションに関しましては 2 台、そのうち市が貸与したものは 2 台、中央ふ頭に関しましては 2 台、そのうち市が貸与したものは 1 台、合計で 35 台、そのうち市が貸与したものは 31 台でございます。

○川畑委員

それで、今、報告を聞いた中で、第 3 ステーション、第 4 ステーション、それから中央ふ頭の台数が貸与よりも多いのですが、この数の違いはどうして起きているのですか。

○（建設）雪対策課長

貸与台数よりも使っているロータリー車の数が多いという件につきましては、貸与台数以上の分につきましては、民間で用意したものでございます。

○川畑委員

民間で 4 台用意してくれているということになるのですね。小樽市が貸与している分は 31 台ですけれども、このうちリースで貸与しているのは何台あるのですか。

○（建設）雪対策課長

小樽市では、昨年度の実績で 23 台のロータリー除雪車を保有しておりますので、8 台分リースして貸与しております。

○川畑委員

最後に、そのリース料、どのぐらい一冬でかかっているのですか。

○（建設）雪対策課長

大まかでちょっと申しわけないのですが、1 シーズン 1 台当たり 300 万円から 400 万円かかっております。

○川畑委員

結構な料金ですよ。その辺で市が持っていればいいのでしょうかけれども、これは冬しか使わないために事業者が持っているというのは珍しいと私は思ったのですが、その辺で、もし事業者が平成 28 年度の冬にステーションが、場所が変わった場合にはどういうふうになるのですか。

○（建設）雪対策課長

ロータリー除雪車の件でございますが、市が地域総合除雪を行う上で必要だと考えているのが 31 台で、それに関しては市が責任を持って貸与しておりますので、それ以上の分に関しましては、地域総合除雪の業者の皆様の判断でよりやりやすしたりというような形で用意しているものと思われまますので、ステーションが変わっても貸与する台数に関しましては 31 台、市で用意いたしますので問題ないと考えております。

○川畑委員

そうしたら、市が貸与する台数で間に合うという発想なのですか。

○（建設）雪対策課長

市では、そのように考えております。

○川畑委員

◎平成 27 年度地域総合除雪の検証について

それでは、次の質問に移ります。総合除雪の検証について質問させていただきます。

最初に、降雪量、それから最大積雪量の平成 26 年度、27 年度及び最近 5 年くらいの平均値と比較した数値をお示しください。

○（建設）雪対策課長

降雪量、最大積雪深についてでございますが、今、指定のありました平成 26 年度の降雪量に関しましては 585 センチメートル、平成 27 年度の降雪量は 495 センチメートル、その過去 5 年の平均ですが 612 センチメートルとなっております。

最大積雪深に関しましては、平成 26 年度が 140 センチメートル、平成 27 年度が 89 センチメートル、過去 5 年の平均では 131 センチメートルとなっております。

○川畑委員

いかに昨年度が少雪だったかというのがはっきりしたのではないかと思います。

それで、地域総合除雪の検証で、ガタガタ路面の解消、それから除雪第 2 種路線の出動基準の見直し、除雪拠点の増設とともに共通して言われているのが、おおむね効果があったものと考えられると評価しております。しかし、平成 27 年度は、先ほど言ったように少雪であったことが根底にあるのではないかと思います。その辺はどうですか。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年度に関しましては、これらの取り組みがおおむね効果があったものとしておりますが、川畑委員がおっしゃられるとおり昨年度は少雪でございましたので、年によって降雪や積雪の状況、道路状況も変わりますので、今後、検証をしていき、課題が見つければ課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

○川畑委員

それで、市長の公約にかかわる施策の概要経費についてお伺いします。

路面整正強化、要するにガタガタ路面の解消で、平成 27 年第 3 回定例会の補正予算では 4 回で 2,000 万円計上しているのです。決算見込額では 2,320 万円計上しているのですけれども、少雪にもかかわらず 320 万円増加したというのはどんな理由ですか。

○（建設）雪対策課長

ガタガタ路面の解消でございますが、昨年第 3 回定例会の補正予算時には、出動回数を 4 回増加すると考えておりましたが、実際に必要な回数として今回実施したところ 7 回でございましたので、回数が増えた分、費用もかかったということでございます。

○川畑委員

それで、ガタガタ路面の解消のうち除雪作業回数、これが 3 回増えた理由について聞きたいのですが、そしてまた、1 回当たりの作業単価が私の計算でいくと 450 万円から 331 万 4,000 円に下がっているのですけれども、その理由について説明してくれますか。

○（建設）雪対策課長

ガタガタ路面の解消の回数が想定より 3 回増えたということでございますが、これは実際にやってみたらこの分必要だったということでございます。

それと、単価が上昇している件につきましては、この平成 27 年の第 3 回定例会で補正したときに、ガタガタ路面の対策として考えていたのは、グレーダーとタイヤドーザーがセットになる作業を考えていたのですが、実際にやってみますと少雪ということもありまして、タイヤドーザーの作業量が想定よりも少なく済んだということがご

ざいまして、タイヤドーザーの分の単価が下がりまして全体的な単価が下がったということでございます。

○川畑委員

それでガタガタ路面の出動回数は、平成 26 年度の 3 回から 27 年 3 月の補正予算では 4 回多く計上しています。決算見込みでは 7 回実施しているのです。平成 27 年度は少雪だったのにもかかわらず、増やして実施しなければならなかった理由というのは何ですか。

○（建設）雪対策課長

平成 27 年第 3 回定例会の補正で想定した回数より多かったということに関しましては、これはパトロール等を行い、ガタガタ路面对策で必要な回数が想定よりも増えたということでございます。

○川畑委員

確かにそれを見て増えたのだけれども、私は基本的に少雪であって本当にそれが必要だったのかと疑問を持っているのです。その辺は具体的答えにはならないのだと思うのですが、次の質問で聞きますけれども、除雪第 2 種路線の出動基準で平成 27 年度の出動ペースで実施したとすれば、私が最初に聞いた過去 5 年間の平均の降雪量は 612 センチメートルと言いましたね。それから、最大積雪深が 131 センチメートルと答えられているのですけれども、これを考慮すると、出動回数は私の計算でいくと降雪量から考えると 12 回以上の出動になるのだろうし、そして積雪深でいけば 14 回から 15 回の出動になると思うのです。これについては、私の単純な計算ですけれども、この計算で合うことになるのですか。

○（建設）雪対策課長

今、委員が試算されました除雪第 2 種路線の出動基準に関してでございますが、今、委員の試算は降雪量をベースに比例案分されたのかと思われませんが、これに関しても重要な考え方だと認識しております。ただ、あくまでも第 2 種路線の出動基準の見直しの部分は、10 センチメートル以上の降雪か、もしくは見込まれるときという形で、累計降雪量というよりは 10 センチメートル以上の回数というほうがきいてくるのかとも思いますので、その辺のところは降雪量の累計とあわせて精査していきたいと考えております。

○川畑委員

それで、除雪出動基準の問題ですけれども、平成 26 年度は 13 回、27 年度は 19 回で 6 回増えているわけです。平成 27 年第 3 回定例会の除雪の補正予算では 7 回増の予定にされているのですけれども、結果的には 6 回の増で済んだわけです。これについても平均値でもってやると、降雪量でいくと 23 から 24 回、それから積雪深でいくと 27 回から 28 回ぐらい出動することになると思うのですが、こういう単純な計算ですけれども、これも考え方としては間違いではないですか。

○（建設）雪対策課長

除雪の出動基準に関しまして、委員が今、試算されましたのは累計降雪量、それによる比例案分という考え方で、これも一つの考え方かと思われませんが、我々としましては、これのほかに出動基準の基であります 10 センチメートル以上の降雪もしくはそれが見込まれるときということがございますので、10 センチメートル以上の回数ということにも注目して、今後精査してまいりたいと考えております。

○川畑委員

それで、除雪第 2 種路線出動の見直しで、補正予算では 7 回増で 20 回ぐらいになるということで 7,300 万円としたけれども、6 回で 3,850 万円にとどまっているわけですけれども、この中で 3,450 万円が減っているわけですけれども、この理由というのは何ですか。

○（建設）雪対策課長

まず、減額要因の一つは回数が単純に減ったということ、もう一つなのですけれども、この予算想定時には第 2 種路線の出動が増えることによって道路端部の雪山が大きくなり、排雪が複数回必要になるだろうと考えて予算を

組みましたが、第 2 種路線の出動基準の見直しによる排雪が増えたということを推計することができませんでしたので、排雪分がこの金額から抜けております。その分で安くなったと考えております。

○川畑委員

それで、降雪と積雪量の減少が要因ということなのでしょうけれども、除雪第 2 種路線出動基準の見直しが 3,450 万円減となった要因については、少雪のために推計不能と表示されているわけですが、排雪作業分が計上されないためになったのだと思うのですが、3 月の建設常任委員会では、2 月から 3 月に排雪要望が多くなる中で、なかなか入ってくれないと、あるいは本当に入ってもらえるのかという問い合わせが増えたという答弁をされているわけですが、市民からの排雪要望に応えなかったという、そのせいで減ったのではないのかと私は思うのですが、その辺はどうですか。

○（建設）雪対策課長

除雪第 2 種路線の出動基準の見直しに伴って排雪作業分が推計できないという件につきましては、少雪の影響で、この除雪出動基準の見直しに伴って排雪をした分の推計ができないということでございます。市民の方々からの要望に関しましては、我々は従来どおりのプロセスであります必要な箇所を必要なときに行うという形で、市民の方々の要望を無視したということとはございませんので、そのことを報告させていただきます。

○川畑委員

いろいろまだあるのではございますけれども、要するに私が言いたいのは、少なくとも平成 27 年度は少雪だった。しかし、予算を見たり経過を見ていく中では、5 年間の平均で見ていくというのが必要ではないのかと、そういうふう思うわけです。ですから、今後の予算上の基本にするべきだと思うのですが、それについてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

今後の予算に関しましては、先ほどから委員のほうでいろいろと試算の結果を示していただいておりますので、そのことも考慮しながら、そのほかの気象要因とか今回初めてやった実績もございまして、その辺を勘案して、予算の策定にしていきたいと思いますと考えております。

○川畑委員

◎貸出ダンプ制度の検討について

それでは、貸出ダンプ制度の検討について、聞かせてください。

資料の「現状」では、利用回数は最大 2 回まで認めてきたとしているわけですが、「課題」では「1 日当りの利用延べ団体数を制限することで、雪堆積場への受入れ量を適切に管理する事ができると」しているわけですが、利用できなくなる団体が出てくる可能性があるのではないかと、その辺はどうですか。

○（建設）庶務課長

この現状につきましては、現在、1 日当たりの利用を制限するという事で、理由としては雪堆積場のいわゆる管理という事で、これによって今、利用している方が利用できなくなるということではございません。

○川畑委員

それでは、「利用回数について他都市を上回るサービス水準」というふうに表示しているのです。これは何を基準にしているのか知りたいのです。本市の道路幅とか勾配の状況、そういうものを考慮した上でサービス水準をどう捉えているのか、その辺聞かせてくれますか。

○（建設）庶務課長

こちらにつきましては、資料にも書かせていただいておりますけれども、本市の貸出ダンプ制度と同様の市民との協働で排雪作業を行っている他都市の例ということで、近隣市としては札幌市、江別市、北広島市がこのような制度の中では 1 回の利用と定めているものですから、それに比べると本市の制度は 2 回利用できるということで、その意味でサービス水準が上回っていると記載をさせていただきます。

○川畑委員

では、「事業費の試算」について聞かせてください。

特例を適用しない場合との事業費の対比を提示しているのは、今後、特別措置をやめたいということに私は受け取るのですが、その辺はどのようなふうに捉えたらいいのですか。

○（建設）庶務課長

先ほどの報告の中でも説明させていただきましたけれども、今回あくまでも今後の検討を進めるに当たっての参考としての試算ということでございますので、試算で示した特例を適用しないということを決めたということではございませんので御理解をいただきたいと思います。

○川畑委員

ただ、そうはおっしゃいますけれども、見るほうは、この図のように対比することで、特例を適用しなければこれだけ費用がかからなくなるのだということの見せしめみたいに見えるのです。これはやはりちょっと問題だと思っていますので説明してください。

○建設部長

正直申し上げますと、この事業費の試算というのをこれに載せるかどうかというのを、私どものほうで迷いがあったのです。今、委員がおっしゃるとおり特例を適用しない場合これだけになりますと、あくまでも内部で試算した数字なのですけれども、そういったことでこういったものを出すのは、逆に委員がおっしゃるようなことにならないかという迷いもあったのですけれども、ただ、私どもとすると、今、現状をとにかく知っていただく。これは検討のたたき台ですので、あくまでもこういった数字でありますということを、赤裸々にという言葉が適当かどうかわかりませんが、正直に説明して、大体、今の事業の経費がこれぐらいかかっているのですということ、正直に説明しましょうということで載せた分ですから、繰り返しになりますけれども、あくまでも目安ということではございまして、私どももここまで削るのを目標にしているとか、そういったことは一切考えているところではございませんし、現在、その特例の中でもこれはやはり外せないとか、やめられないというのはありますので、そういったものを含めまして、これはあくまでも目安というふうに考えていただきたいと思います。

○川畑委員

◎御膳水仲通線の舗装工事について

では、最後に御膳水の問題について質問します。

この御膳水仲通線の舗装工事については、5月末に舗装工事をやっていただいて、陳情された住民の方から喜びの電話連絡を受けています。本当によかったと喜んでいただいているのです。私も見てきました。工事は完成していますけれども、これによって現状は民地側への流水を防いで側溝へ流れることになっているのかどうか、その辺もう一回確認させてください。

○（建設）建設事業課長

民地側への流水についてですが、先ほどの繰り返しになるのですけれども、6月1日ちょうど雨天だったために現地を確認いたしましたところ、民地側への流水はなく、道路上の水が全て側溝側に流れていることを確認しております。

○川畑委員

それで、大雨だとか雪解けのときのような雨水量の多い場合に心配ないのかどうか、その辺ではどうですか。

○（建設）建設事業課長

大雨時に全く問題がないのかどうかというのは言いきれません。また、時間何ミリメートル以下だったら大丈夫とか、そういう具体的な数値も挙げることはできないのですけれども、工事の実施により道路側の横断勾配が全て側溝側、民地側のほうに片勾配になりましたので、通常の雨では民地側に水が流れることはないと思われま

○川畑委員

陳情の方は、側溝を改修して雪解け水とか雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいという、それが陳情の申し出なわけです。ですから、雪解け時期の状況を見て判断したいと、陳情を取り下げるかどうかは、その辺はその時点で判断したいと言っています。

私が現実に見てきたところ、横断側溝までの両側溝は市道上に布設されているふうに見ました、横断側溝のもっと奥のほうです。それを考えると、用地測量をせずに市道上の布設整備が可能ではないかと思うのですが、その辺について聞かせてくれませんか、最後の質問です。

○（建設）建設事業課長

側溝の布設についてですが、この場所に限ったことではないのですけれども、特にこの場所は道路幅員が非常に狭いものですから、側溝を入れるとなると、やはり用地を確定して境界ぎりぎりに側溝を布設するのが理想であるために、やはり用地測量は必要ではないかと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終了いたします。

民主党に移します。

○林下委員

4 番目になりまして、質問が総合除雪あるいは貸出ダンプということで集中しておりますので、できるだけ重複は避けたいのでありますけれども、若干観点を違えて質問してみたいと思っております。

◎平成 27 年度地域総合除雪の検証・貸出ダンプについて

実は、私は第 1 回定例会で貸出ダンプの稼働実績について報告のお願いをしておりました。それで、6 月 17 日にその報告書をいただいたのですけれども、3 か月以上かかっておりまして、この間、人事異動もありましたから、非常に担当者もまとめるのに苦労されたとは思いますが、しかし残念ながら貸出ダンプを利用している地域というのは明らかにされませんでした。この点についても、ちょっとどうかと思っているのですけれども、質問が今日もそうですし、代表質問あるいは一般質問、予算特別委員会でも、やはり総合除雪なり貸出ダンプに関する多くの質問が出されておまして、やはり今後の除雪体制にこの検証がどう生かされているのかというものが問われていたと私は考えております。

そこで、まず総合除雪に関していえばトータルで 97%、除雪は 103%、排雪が 73%という結果に対して、予算が余っているにもかかわらず、なぜ排雪の抑制を指示しなければならなかったのかというところが、議会としてはいまだに納得をされていないと思っております。

それと同時に、参与の業務日誌、これ資料として出されておりますから、皆さんもかかわっていると思っておりますけれども、この業務日誌と市長の指示あるいは市長が今定例会の本会議で答弁されたことは、この記載内容とことごとく違った答弁をされているわけでありまして。こういった食い違いはいつどこで、例えば部長が認識をされたのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○建設部安田次長

排雪の抑制の点と、それから参与の話が今議会での答弁と表現が違うまたは意図が違うのではないかという質問でございます。排雪の抑制の部分につきましては、議会の答弁の中でも話しているとおり、その路線について必要な部分を必要な時期に排雪した。それが最終的には表現としては抑制という形になったという考え方でございますので、理解をお願いしたいと思います。意図して排雪自体を抑制したというものではないという形でございます。

また、参与の部分でございますが、参与につきましては、この業務日誌の中で話している部分が適切な表現では伝わってこない、答弁されていないではないかという部分の指摘でございますが、私どもとしましては、その意図

と申しましょうか、市長の指示とかそういう部分の読み取りの中での行き違いの指摘かと思われますけれども、答弁としては、そういうふうな形でまとめさせていただいたというのが事実でございます。

○林下委員

私は、この業務日誌に書かれていることに対して、市長が今回本会議で答弁されたのは、私が言ったのはこういうことだと、全く違うことを言っているわけです。当然本会議で質問に対して答弁をしているわけですから、やはりなぜそういう食い違いが起きたのかというのは非常に私はおかしなことだと思っているのですけれども、その点についてはどういう見解をお持ちですか。

○建設部長

業務日誌ですね、こちらの関係。

一つ私が思っておりますのは、例えば市長の指示ですとか、それから中止とか、そういったことは簡潔に書いているのですけれども、あくまでもそれは今の段階では必要がないでしょうと市長がおっしゃっていた部分、今の段階では排雪するに至っていないと、ちょっと待ってよく見てくださいと、こういったことを業務日誌の中で、これは書き方がいかどうかというのは別としまして、そういうふう簡単に書いたもので中止という言葉が使われているのだろう。また、取りやめでしたか、ちょっと今、済みません、出てこないのですけれども、そういった表現が使われているのだろうと思っております、そういった意味では本会議の中ではある程度、答弁の字数なり時間の制約がありますので、はしょったりまとめた部分はあると思いますけれども、そういった物の使い方ということの趣旨で答弁をしていると理解しております、その意味では何か答弁が実態と違うといったような形にはなっていないと私は理解しております。

○林下委員

この部分は、先ほど安田次長からも答弁がありましたけれども、市長は一貫して議会でも抑制は指示していませんと言っています。しかし、抑制したのではなくて必要なときに必要な措置をしたと理事者からは答弁をいただいています。しかし、現実にはたくさんの市民から、どうして一回も除雪に入らないのだという苦情があったと、このことの違いを私はどう説明するのですかと、そのことを最終的にはお聞きしたいのですけれども、今あまりこのことばかりやられていられませんから、これから検証作業で最終的な方針をつくるときに、こういった矛盾が起きないようにぜひやっていただきたいと思えます。

ただ、またこの話になるのですけれども、検証作業が参与の報告書に基づいて行われているということでありますから、どうしてもこの総合除雪の排雪が 73%、計画の約半分しか路線的に見れば排雪が行われなかったと、市民から苦情が寄せられている。貸出ダンプは、私の記憶では 2 月 11 日に除雪パトロールがありまして、この時点で 65.8%しか執行されておりませんと、この時点では降雪量が少なく、申し込んだ町会から断りの電話が相次いでおりますと報告されております。しかし、従来であれば、もうそれ以降というのは恐らく融雪期に入って、どんどんこういう状況から排雪の要望というのは遠ざかっていくのではないかと私は受け止めたのですけれども、実績として、わずか 1 か月余りで 65.8%から 150%にまで貸出ダンプが急増したと、このことが非常に総合除雪の排雪と比較しても何かつじつまが合わないと、この数字を見る限り。これが、今、議会で大きなやはり不信につながっているのではないかと思うのです。この点についてはどうでしょうか。

○（建設）庶務課長

確かに 2 月 11 日の除雪パトロールに際しましては、建設常任委員の皆様方が一緒に同行したときにはそのような状況でございました。ただ、その後 2 月 24 日の時点では、積雪が一気に 20 センチメートルも増えたという状況もあるということと、それから貸出ダンプの利用が 2 回目以降とか、そういったような利用が 2 月の下旬近く、20 日以降に、そもそも利用の予定があったものが、この積雪が増えたということで、いわゆる利用の取りやめといえますか、利用がそのままされたということが重なって、実質的に先ほど委員がおっしゃったとおりに予算 7,000 万

円に対して 150%の執行額になってしまったというような状況になったと考えてございます。

○建設部長

今の答弁を補足いたしますと、除雪パトロールをした際に六十数%と申しましたが、前年度比ということでしたしか申し上げたと記憶しています。ただ、前年度の場合は積雪量なり利用数ももっと多かったですから、そういった意味で、そのときに予算対比で幾らというのは申し上げていないと思いますので、それがベースの議論としての%の議論の差なのかというふうに思っているところです。

○林下委員

そういうことになると、やはり検証作業の理由というか根拠ですよね。検証作業の根拠に、もう業務日誌自体が基準になって考えると、やはり実績と乖離が出てくるのではないですか、大丈夫ですか。

○建設部長

第 1 回定例会のときにもたしか同じような答弁をしたと思いますけれども、貸出ダンプは 7,000 万円、これはずっとこれまで続いてきています。なぜかという、やはりこれまで基本的な積雪量といいますか、穏やかな気象ということできっと来ていたということで、その中で貸出ダンプだけ増やすわけにはいかないという、これは予算の計上の仕方がいかどうかは別として、やってきた経過がございます。ただ、実際には平成 26 年度でも、貸出ダンプ 7,000 万円に対して決算額がたしか 1 億 5,000 万円ぐらいだったと思います。ですから、そういったことがありまして、先ほど答弁しましたように、そういう意味ではこういった予算の立て方もいいのかどうか、林下委員のお言葉をかりれば検証しなければならないと思っています。ですから、ただ一つ、先ほどの質問のベースでいきますと、予算、除雪パトロールのときは、あくまでも前年度比で六十数%と言っていたということ、それから最終的には積んだときに予算の話は恐らくしていなかったのだろうと思います。その乖離ということだけは、私どもは説明させていただきたいと思います。ただ、こういった検証は、しっかりやらなければならないということはおっしゃるとおりだと思います。

○林下委員

私は、昨年度の検証結果を踏まえて、いろいろ制度についても検討していくと、これは確かに今、ずっとほかの委員からも指摘があったように、実際 J V にしても貸出ダンプの業者にしてもこういう理解を得るということは非常に重要なことだと思うのですけれども、私は特に貸出ダンプの関係については、分析がありますように年々利用団体が増えてくる。これは、高齢化が進んでおまして、私も連合町会の会合などに出ると、相当やはり市民の要望が増えてきている。それは、今までは市の除雪が入らない市道であっても地域住民が協力をし合って除雪をしてきたのだけれども、だんだんそれができなくなっている。1 軒欠ける、あるいはどこかの施設に引っ越しをすればいろいろな環境が変わってきて、もう何としてもやはりこの制度を利用してやってほしいという町会に対する住民の要望というのはすごく増えているというのは前から私は指摘をしてきました。そういった意味で考えますと、やはりこれは、例えば今答弁を聞いていると、予算措置とかいろいろな面で検討しなければならない。そうすると、利用の制限とか 2 回認めていたものを 1 回にするとか、あるいは何らかの対策、予算総体が削られていくのではないかと、やはり一般の市民から見ればそういう不安というのは非常に大きくあるのではないかと。こういったところには、市民の皆さんにはどういう説明をする考えですか。

○建設部安田次長

この部分につきましては、かなり丁寧な説明が必要と考えております。来週になりますか、第 1 回目の除雪懇談会、市民の方に向けての懇談会を開催する予定でありますが、それでは通常行わない貸出ダンプ、制度だけの軽い説明は行っていますけれども、今年につきましては、できれば今これからはなりますが、今回皆様を示している資料の似たもので、事業費もかなり詳しいものをもって小樽市の現状を説明させていただいて、それでそのときには、申しわけないですけれども、数週間しかございませんので制度がこうなりますということはもちろん申し上げ

ることはできないのですけれども、小樽市が行っております事業費が 1 億円を超えているという、今、各ステーションでも大きいところで約 1 億円超えているぐらいですから、各ステーションで除雪をして排雪をして砂まきをして、それで小さいところでは雪押し場もやって、それで約 1 億円というような状態の中で、貸出ダンプだけで 1 億円を超えるというのはかなりの費用になります。そういうような話をさせていただいて、まずはその理解を深めてから、制度の細かい部分についてはまた改めて話をさせていただきたいというふうに考えております。

○林下委員

話が貸出ダンプと総合除雪で入り乱れて質問して申しわけないのですけれども、今の答弁の中で私も非常に、これは市長が再三にわたって、貸出ダンプ制度は拡大解釈によって利用拡大が進んでいる、こういう議会答弁をされてまいりました。今回の議会では、多くの議員が取り上げていますけれども、貸出ダンプについては、利用団体の増加によって対応が難しくなるので制度の見直しが必要なのだというような答弁だったというふうに思うのですけれども、これは制度の改正の根拠だとか微妙に違ってきているのではないかと思うのですけれども、これはどちらの答弁が正しいと思っていますか。

○建設部安田次長

この資料の取りまとめ方法についての話かと思います。その利用団体数につきましては延べの団体数になりますので、2 か所をやれば 2 回という表現になりますので、そういう面では、いわゆるどここの町会がやっていますという形で 2 回やると倍のカウントになってしまいますので、そういうことも含み置いて見ていただければと思います。

○林下委員

ずっと拡大解釈というところなのです、問題は。私は、拡大解釈ではなくて、制度自体にもし問題があるのだとすれば、そのどこが問題だったのか、どういう使い方をすればより効率的で効果的な排雪をしてもらえるのか、これは利用団体の人たちが非常に苦労している点でありますから、そこをどうしようと考えているのか、市長の答弁では理解ができないのです。だから、その点についてお考えがあればお聞きしたいのです。

○建設部安田次長

それでは、具体的な細かい話で申しわけないのですけれども、今、制度の部分で小樽市として疑問といたしましうか、課題と思っている部分につきましては、特例の中で例えば駐車場について、作業上効率的であれば、タイヤドーザーが回って入って 1 回そこで U ターンをすとかそういう作業上の部分とか、通常貸出ダンプが何月何日に入るとい、その前の時期にシーズン契約でやっている除雪の雪を置いている部分とか、そういう部分についても一応オーケーですというのが特例のほうで決まっております。ただ、そういう部分の中で、除雪を通常行っている中で、例えば駐車場の雪と区分けがつかない、いわゆる大きい、先ほどありました集合住宅といましようか、高層の住宅の中のいわゆる駐車場の雪と、ではその駐車場のところに通常の道路の除雪したものをちょっと仮置きしておきますという形での作業をしていると、では貸出ダンプのときにはここの雪を持っていきますからという話では申請は出ているのですけれども、ここの部分の中で私どもの監督部分も目が届かない部分がありますので、私たちの問題でもありますが、そういう部分で駐車場の雪が全てなくなる状態があるとか、そういうのが結果的に出ているという部分も一つの課題でございます。制度設計というのは、そういうものを含めても検討していきたいということで、先ほども答弁の中では利用部分の中では利用が増えることが事業費につながっていけないという意味ではございませんので、あくまでもそういう多くの地元の方に使っていただくのが私たちの制度の基本でございます。そういう細かい作業の中、また範囲、そういう部分の中での検討も今、行って進めたいということでございますので御理解をお願いいたします。

○林下委員

問題は、どうもやはり市長公約、出勤基準の見直しでありますとか、きめ細やかな除雪であるとか、今回の議会

でも置き雪対策にまで、実は市長の答弁が及んでいるのですけれども、やはりそういった答弁をしているにもかかわらず、何か予算を非常に、確かに 1 億円を超えるダンプの費用とかいろいろな意味で何とかしなければならないという。それは私も理解したとしても、市長の答弁と今、検証をした上で、最終的に制度の見直しをするということと、どうも一致しないのではないかと。市長公約というのは、もうなかったことにすると言っているように聞こえるのだけれども、それはどうですか。

○建設部安田次長

これは何度か繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、いわゆるきめ細やかな除雪の部分の実践といえますでしょうか、試行としましては、第 2 種路線の見直しですという形で除雪の回数については、かなり多く入っている部分でございます。

また、実績で説明しましたとおり、ガタガタ路面につきましても、かなりの効果があるとバス事業者からもいただいている部分もございます。このような形で実践の部分、また、いわゆるきめ細やかな除雪という部分につきましては、ある程度進んできているのかと思っております。

ただ、事業費としての全体トータルのやはりマネジメントというか、そういう部分も市の行政としては必要な部分でございますので、そういう見方で御理解をいただければと思います。

○林下委員

私は、制度の改正というのも非常に重要なことだとは思っておりますけれども、この間の議会の議論を聞いている限り、やはり本当に効率的で効果的な除雪を実現するためには、例えば堆積場の確保とか、あるいは雪押し場を少しでも増やして、そういったことから取り組んでいって市長公約の実現を図るべきではないかと思うのですが、どうも言っていることは、多くの議員が質問をしている趣旨というのは、やはり制度改正が何か特定の業者に偏ったものになるのではないかとという疑念が根底にあって、どうしてもそういうふうにもみんなも私も含めてそういう形になっています。ですから、例えば貸出ダンプの問題にしても、例えばトラックの数をより多く確保している組合に有利になるような制度改正になるのではないかと、率直に言って、そういう疑念には、いや、そんなことは絶対ありませんとお答えできますか。

○建設部安田次長

今の検討の中で、このようになりますとは申しわけないのですが、答弁はできないところなのですけれども、ただ、いわゆる今、偏っている形の中である程度平等にというのは随意的な形の中では必要ではないかと思っております。先ほど申し上げたとおり、集中することによって、なかなか融通がきかないダンプの配車について、それで片方を向くと片方の組合についてはほとんど使っていないというような形であれば、そこで効率的という視点を持てば、やはりお手すきといえますでしょうか、利用が入っていない組合のほうにも、小樽市全体の中では動いてもらったほうが効率的という考え方もございます。今、最終的には、まだ検討中でございますのでそういう面も考えております。

ただ、いわゆる従来からやっているお互い知り合いの中でやっているという方法、そうするとある程度トラックの融通ということも出てきますので、そういう場面で急遽何かあったときにも融通がしやすいという、また利点もありますので、そこら辺はあわせて検討してまいりたいと思っております。現在のところは明快な答えはできませんが、そのような形を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○林下委員

そこで、市長の今回の答弁の中で、共同企業体の編成を変える必要性についての根拠なのですけれども、これまでは多くの事業者を参加させて、将来の技術継承を図っていかなければならないと、そのために編成を変えるのだと、こういう答弁をしておりました。今回の議会では、突然の大雪の対応などを挙げている。これは、これまでの主張とも微妙にまた食い違うのですけれども、この点については方針が変わったのか、あるいは皆さんの考え方が

変わったのか、その辺はどうなのですか。

○（建設）雪対策課長

J V の構成員数が多いことに対する利点を伝えていることで、これに関しては、市長の考えを含めて考え方は変わっておりません。今おっしゃられましたように、一つは技術の継承、地域業者に対して技術を継承していくというようなもので、もう一つは大雪のときなどに多くの業者が携わっていると協力し合えるという点に関しましては、これは昨年度の議会でもこういうような答弁をさせていただいております。

○林下委員

四、五年前に大雪が降ったときに、実は除排雪が追いつかないということで新聞にもずいぶん取り上げられました。恐らくこの年は、市民の苦情も過去最多に達したという新聞報道もあったり、いろいろな混乱があったのですが、そのときに実は、今、動産の取得の関係もあるので、ロータリー車が故障して 1 台稼働できなかったということがあったり、何よりもオペレーターが不足して機械を充当してもオペレーターが追いつかないというような、いろいろな話も聞きました。それで、何としてもやはりその当時、札幌市では夏の時期なので、オペレーターを集めて技術講習会をやったということもやっておりましたので、私は、その技術継承に関しても、その時点からやはり小樽市としてもそういう必要性があるのではないかと、こういうことを発言した記憶はあるのですが、今そういったことに対して技術継承は、J V に参加する企業を増やせば技術継承なりオペレーターの確保ができるという考えでいるようでは、本当に可能なのですか。

○（建設）雪対策課長

一つの J V となりましてともに仕事をするわけですので、それに関してはいろいろな技術継承がなされるものと考えております。

また、技術継承という部分に関しまして、市がどういうふうに関われるかということに関しましては、今後、地域総合除雪の業者の皆様の見解等も伺っていきたくと考えております。

○林下委員

それで、今、説明がありました貸出ダンプ制度の検討の関係について若干質問していきたいと思うのですが、利用状況に関して言えば、降雪量は平成 20 年度から平成 25 年度までほぼ 600 センチメートル台で横ばい状況である。利用団体はおおむね増加傾向にある、こういうことで分析をされておりますけれども、私も先ほど質問したように、市民の要望というはますます増えてくる。どうしようとしているのか、この考え方ではまだ結論は出ていないようでは、これはどういう方向に持っていこうとしているのか、抑制するのか、あるいはいろいろ創意工夫をして何とか対応していこうとしているのか、その点をまずお聞きしたいのです。

○（建設）庶務課長

今回示しているのは、あくまでも現状と課題という形で示しております。課題につきましては、何回も話をさせていただいておりますけれども、昭和 54 年から行った制度の中で、いわゆる一つの対象となる道路が、やはり利用者の要望等、それから小樽の地形等を踏まえて、いわゆる当初の設定よりも拡大されてきているという部分がありますので、そういった部分とか先ほど答弁をしたような利用回数、他都市の状況を見ての利用状況の関係とか、あとは実際のダンプの配車の部分もありますけれども、実際にこれらの部分の現状をいわゆる示して意見をいただいて、その中でどういった、要は今、委員がおっしゃるとおり利用団体、利用者が増えていきますので、そういった要望が高いというのは建設部も十分認識はしておりますので、その中でどういった制度のあり方がいいのかというのは、これから意見をいただいた中で検討していきたいと考えております。ただ、今この時点でこういうふうなあり方という青写真のものが今は示すことができないというのは、何回も同じ答弁になって申しわけございませんけれども、そういう状況でございます。

○林下委員

私は、その課題の関係は、これからもいろいろと分析をしなければならない部分だと思うのです。ただ先ほども安田次長から答弁があったと思うのですけれども、例えばメリットの部分も実は確実に配車ができるとかそういう分析もあります。例えば、業界からの話なども含めて考えますと、トラック全体の有効な配車が図られていないという反面、やはり効率性と安全性という意味から業者側は真っ向から意見が分かれるというような形になっていきます。こういったところは課題というか、むしろ私はメリットも十分あるのではないかと、だからこういった意味では、やはり事業者の声も十分に参考にしていくべきではないかと思うのですけれども、この課題について、そういう私の考え方についてはどう判断されていますか。

○建設部安田次長

私から答弁したことの同じ意図での発言だと思います。確実に配車されるというのが貸出ダンプ制度の一番の基本となりますので、そういう部分が貴重な条件であるとは私も認識しているところであります。ただ、ほかの点多々ありますので、そういう面も改めて検討してまいりたいと思っていますし、また、この私たちの議論だけではなくて、まずは議会の議論も踏まえながら進めてまいりたいと存じておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○林下委員

あと課題として、やはり事業費の抑制ということを挙げているのですけれども、どうしても事業費が拡大をしていくのを抑制するだけではなくて、先ほど申し上げたようにいろいろな創意工夫あるいは対策をとって、何とか市民の要望に答えていくという、それが実は市長の公約にも通じると思うのですけれども、どうもやはり本音としては事業費を抑えなければならないということが私は課題として色濃く出ていると思うのですが、市長の公約との兼ね合いで言えば、その点については皆さんの考え方と市長の考え方にそごはないのか、その点についてはどうですか。

○建設部長

予算という点、これは市の全体の予算です。予算という点からすると、やはり除雪費にも今、今年で 12 億数千万円ですけれども、それを 30 億円も 40 億円も使っているのかということそうはならない。これはもう皆さん、おわかりいただけることだと思いますが、やはりそれぞれ適正な部分があると思うのです。

ただ、片や市民からも冬の生活といいますか、除雪の確保は大切だということで必ずアンケートをとりますと、除排雪といいますか、冬の暮らしの生活路線の確保ということが一番に上がってくるといったことがあります。その辺をどう釣合いをとっていくかということなのだろうと思います。ですから、貸出ダンプも何か抑制ありきのように書いてありますと、まずは一つこれだけお金がかかっているのですということを理解していただきたい。こういう課題があるのですということを理解していただいて、その上で、利用者がたくさんいるから、これは増えることは仕方ないのですというような話を市民の方からいただくのであれば、それはそれでまた予算の要求の仕方もあるでしょうし、そこら辺をまず赤裸々に現状を話して、ただ、さりとてこのようにずんずん伸びていってしまうのも現状とすれば市税収入の限界もありますから、やはり除雪費だけが特枠といいますか、それだけいくらでもいいでしょとは思わないと思いますので、そこは市民の効率を維持しながらどういった工夫ができ、先ほど林下委員がおっしゃるとおりですけれども、そういったことをしなければならないとは思っております。その中で、まず一つはこの課題を、現状をまず知っていただこうと、こういうことでつくった資料でございますので御理解をいただきたいと思います。

○林下委員

市民に現状を知っていただくためにこうしたまとめをしたと、こういうふうには私は受け取ったのですけれども、市民もちろん非常に興味もありますし、そして先ほど私が申し上げたように、非常に市民からの要望、希望ある

いは時には町会に対しても、あの道路を排雪してもらって何でうちの道路は排雪してくれないのだと、実は町会の立場で言えば、そういう悩みをずいぶん抱えているのです。ですから、市民はある程度この状況というのは厳しい状況だというのは理解されていると思うのですけれども、市長がそういう政策として、もう既に公約をしているわけですから、やはりそれに沿って本当にきめ細やかな除雪をするというものとするならば、やはり抑制ありきではないというのだけれども、どうしてもこの文章を見る限り、抑制に私は見えて仕方ない。その点については、ちょっと苦言を呈しておきたいと思います。

それと堆積場の関係で、実はいろいろ現状の課題についても入っているのですが、私は、当然、建設常任委員会を担当して除雪の問題とか、あるいは堆積場の状況とか、それなりに皆さんから話も聞いたり、あるいは実際現場を見に行ったり、そういったことも取り組んでおりますけれども、堆積場で雪の受け入れが困難になった状況というのが恐らく 3 月ぐらいにならないとないのだろうと思うのですが、現実こういう現状における課題で指摘しているような状況がどれぐらい発生しているのか、その点についてはまとめておられますか。

○（建設）雪対策課長

市内に設置しております雪堆積場の受け入れ状況についてですが、いつというのは現在資料がないので言えないのですが、1 日のうちの受け入れ量が集中したために、日の途中で受け入れをやめさせていただいたという堆積場は幾つかあると思いますが、それについては、現在手元に資料がございませんので、後ほど調べて提出させていただきたいと思います。

○林下委員

◎議案第 12 号について

あと、議案第 12 号に関しては、先ほど川畑委員からいろいろ質問があつて答弁もありましたので、私も実は過去 3 年間ロータリー除雪車の更新というのは、過去の経験を考えれば、やはりシーズン中に故障が発生したりして市民に大変迷惑をかけると、こういうことがあつてはならない。ですから、できるだけ更新にも努めてもらいたいし、できればやはり老朽化対策もしながら、延命措置をしながら、何としても機動力をやはり高めていくと、そのことが非常に大事だ。

それと同時に、やはりオペレーターの確保という意味では、実は業界も大変苦労していると思います。ですから、そういったものも含めて、これから建設部としても、やはりオペレーターの養成あるいは確保ということに業界の意見も聞きながら対応していってもらいたいということで、それについて考えをお聞きして終わりたいと思います。

○（建設）雪対策課長

オペレーター不足が今後予想されるということにつきましては、市として公的な立場で何ができるかにつきましては、地域総合除雪の業者の皆様と話し合っていきたいと思います。

○委員長

民主党の質疑を終結いたします。

石田委員に移します。

○石田委員

◎議案第 12 号について

まず、報告を聞いてということで 1 点だけ聞きたいのですが、通告にはないのですがお答えできる範囲でお答えください。

ロータリー車の性能、いろいろ 300 P S とか 250 P S とかと単位がついていますが、これは単純にどういうものですか。数字が大きければ、たぶん処理能力が大きいということだとは思いますが、お聞きします。

○（建設）雪対策課長

ロータリー除雪車についている単位、P Sの部分ですが、馬力を表しております、委員がおっしゃるとおり数字が大きくなると大きい馬力ということで力があるということでございます。

○石田委員

実は、あるステーションからこういう意見も出ていまして、今回お買いになったロータリー車は何P Sなのでしょうか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

今回更新するに当たって、まず更新の対象となる現状、市が所有している除雪車に関しては250馬力でございます。今後、新しく契約して買うことになった除雪車に関しましては、実を言うと馬力では指定しておりませんで、機械の大きさや機械の雪を飛ばす能力等で指定しておりますので、これにつきましては契約後に何馬力になるかというのがわかるというようなことになっておりまして、馬力数に関しましては250馬力以上にはなるとは思いますが、今の時点ではわかりません。

○石田委員

それではもうちょっとお聞きしますけれども、森井市長になってから、いわゆる拡幅という作業の中で、このロータリー車で拡幅するという場合に、主に一般的に第2種路線ぐらいの規模の道路であれば、その拡幅に使うロータリー車というのは何P Sですか。

○（建設）雪対策課長

市が貸与しているロータリー車の中で拡幅作業をいろいろと行っていくという形で、第2種路線だからこの馬力ということはないのですが、多いのは250馬力大型車を使ったり130馬力程度の小型車を使ったりという形で、ある機械を使ってやっていくという形で特に馬力が決まっているわけではございません。

○石田委員

もしかして拡幅して、完全にトラックに積み込むときのものと拡幅に使うのではやはりレベルが違って、もっと小型のもので十分なのかと思ったものですから。

それでは、本題に入らせていただきます。

◎小樽市地域総合除雪業務について

それでは、小樽市地域総合除雪業務についてお尋ねいたします。

本会議でも質問いたしましたが、あるオペレーターが複数のJ Vで運転をしていたという事実が見つかりました。建設部長の答弁では、ルール違反ではないという答弁でした。しかし、これはやはり私は大きな疑問を感じておりまして、それでお尋ねいたします。本来、J V契約時には、事前に機械や人員の登録ということはしていないのでしょうか、お答えください。

○（建設）庶務課長

J Vを、共同企業体ですね、編成するとき、小樽市共同企業体除雪業務の入札等参加申請書提出要領というのがございます。この中で共同企業体の編成ごとに機械であれば除雪機械所有調書というもの、それから人員であれば除雪機械運転手名簿等の提出を求めていますので、その部分の把握はしているということでございます。

○石田委員

それであれば、事前に例えば機械の台数とか、それを運転するオペレーターの数というのは、小樽市としても、これはステーションの除排雪業務をするのに十分だということを一応確認して許可を出すということで間違いはないでしょうか。

○建設部安田次長

J Vを組んでいただくときに、機械の台数、それから人等の、私どものほうからJ Vにお問い合わせする業務内容です

とか必要な機械について指定をさせていただいておりますので、この必要な機械を超えた中で J V についてはつくっていただいて登録をしたいということでの申請が、結成をしたいということでの申し出をいただく形になっております。

○石田委員

それであれば今回のこのケースのように、オペレーターの貸し借りが発生するというのはおかしいですよね。ということは、最初から人員が不足していたということなののでしょうか。

次のお尋ねをいたします。

一つの J V で、一つのステーション業務を完結できるはずなのですが、見解を伺います。

○建設部安田次長

今回の見つかりました事例につきましては、かなり多くの人員と、それから機械を登録していただいている J V の部分でございましたので、いわゆる申請に必要な機械の台数、それから人員の台数については、それを上回っている部分でございますので、そういう点からも特に問題ないと考えております。

○石田委員

そういう中で貸し借りが起こったというのはやはり変だと思いますが、これはここら辺にしておきまして、次の質問をします。

それから、人員のみならず、自社で機械を持たない業者が J V 構成員となっているケースはありませんか。お答えください。

○建設部安田次長

自社の機械についての質問かと思えます。自社の機械については、基本でそれは考えております。機械を持って一つの J V という形になるのは基本でございます。

ただ、機械については、今は自社で持つというよりも長期契約を持っているリースもございますので、その部分は自社でという形ではこだわりは持っていないところでございます。

○石田委員

私がお聞きしたのは、買い取りで持っている、リースで持っているということではなくて、全く機械を所有していない企業があったかどうかということをお聞きしているものです。

○建設部安田次長

登録時で書類の中でそのような形で判断されるころはなかったというふうに理解しております。

○石田委員

書類上ではなかったということですね。了解いたしました。

それでは、また質問を変えます。

現在、小樽市では J V 構成員を含め、除雪業者として登録されている数は何社ございますか。

○（建設）庶務課長

指名競争入札の参加資格者名簿上の中の道路除雪の登録ということでいけば 39 社となっておりますけれども、先ほど 38 社という答弁は、登録上は 39 社なのですが、1 社、営業活動が今、行われていないということで実質は 38 社であるということで登録上は 39 社という形になっております。

○石田委員

それと、もう一点お聞きします。それで、一応登録が完了して、その権利というのは何年続くのでしょうか。

○（建設）庶務課長

現在、登録につきましては平成 27 年度、28 年度、2 年間という形になっております。

ただ、中途の登録も可能なので、その場合は、現状におきましては 28 年度末までの登録ということも可能という

形になります。原則は 2 年ということです。

○石田委員

ということは、有効年数の間に、業者もいろいろな変化があると思うのです、業績がよかったり悪かったり倒産したりとかいろいろな可能性が出てくると思うのですけれども、やめたりとか。だから、そういう中で毎年の入札前に現実的に実態調査ということが、私は当然行政の役割だと考えますけれども、実際には入札前でそのようなチェックを行っていたのでしょうか。

○（建設）庶務課長

先ほどの指名競争入札の登録をしているということ以外は特に、今、言ったようなチェックというのは事前には行ってはございません。

○石田委員

一部で本来そういう意味で会社として体をなしていない、そういう業者が一部入っていたようなのです。本来資格のない業者が含まれてしまうということは本当はあってはならないことなのですが、ほかにそういうきちんと資格がある、いわゆる自社で機械も持っている、人員もきちんと確保している、そういう業者があるわけですから、本来はそういう業者に参加していただくというのが筋だと思うのですけれども、見解を求めます。

○（建設）庶務課長

現状では入札の参加要件を満たしていれば、例えば名簿に登録していますとか、共同企業体が編成できると思いますというような参加ができる要件を満たしている内容でしか決めてはいないので、その中で要件を満たしている形にしか、現状はなっていないということでございます。

○石田委員

それは、実際に調べていただければすぐわかることだと思いますので、そういう事実があったということです。

これが森井市長のおっしゃるより多くの業者に参加してほしい、この言葉の意味の一つだと私は解釈もしているのですけれども……

（「何なの、それ」と呼ぶ者あり）

例えば、このように先ほどの人の貸し借りや……

（「幽霊会社でも」と呼ぶ者あり）

（「おかしいって」と呼ぶ者あり）

（「そんなばかな話ない」と呼ぶ者あり）

人の貸し借りやそういうことになった場合に、例えば大雪が降った場合に第 2 種路線では 10 センチメートル、それから他の路線でも 15 センチメートル、20 センチメートルと出動基準を超えた場合に、どの J V も一斉に出動しなければならない、そのようなときにオペレーターが不在の J V は出動できないことになるのです。それで、これは地域の格差もやはりできてしまうと思うのです。これは、やはりよりきめ細やかな除雪に反することだと私は考えるのですけれども、原部の見解を求めます。

○建設部安田次長

この地域についての格差ではないかという話なのですが、私どもとしましては、先ほど答弁しました J V に登録するときの必要台数を示させていただいております。その中で機械台数で一応数字をクリアされて入ってきた企業でございますので、そういう部分の中で作業する内容で了解するという形が原則となっています。

先ほど答弁していますけれども、いわゆる登録の部分の中で、ある程度範囲を超えている部分が先ほど指摘があったステーションの中のことでございますので、そういう面では基準を超えて運転手、それから機械を設けている部分でございますので、そういう部分ではこの基準の中では問題ないと考えております。

○石田委員

いずれにしても、正式なチェックというのはしていないということなので、やはり書類上だけでの審査ということだと思うのです。それで現実が合わない場合があるのです、やはり。だから、こちら辺は、やはり一步踏み入って、これをきちんとただしていただく、これはやはり行政の責任だと思いますので、一つつけ加えさせていただきたいと思います。

それと、質問を変えます。

人の貸し借りの部分とつながりますけれども、労働者派遣法というのがございます。労働者派遣法第 4 条第 1 項第 2 号を読み上げてください。

○（建設）庶務課長

いわゆる労働者派遣法ということで、第 4 条第 1 項には、「何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。」ということで、その中の第 2 号につきましては、「建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理変更、破壊もしくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務を言う。）」と示してございます。

○石田委員

これはすごい微妙なのですけれども、今回の本会議とか、それから今、前回の本会議でも建設部長から、これは下請という扱いをしておりますので問題ございませんという答弁、これは派遣法のほうで大丈夫なのですか。どういう見解でしょうか。

○建設部安田次長

これにつきましては、電話でしかまだ確認しておりません。今、精査をかけるところでございますけれども、北海道労働局に確認をしてございます。建設業務についての話です。事例が出てまいりましたのが、建設現場での除雪、これにつきましては建設現場でございますので、この労働者派遣法第 4 条第 1 項第 2 号に該当する部分になりますという答えをいただいております。

今回問題となっております道路の除雪、除雪がメインとなった部分でございますが、これにつきましては、これには該当しないという部分になって聞いてございます。いわゆる建設業務には、これは当たらないということでの判断は、一応は北海道労働局から話を聞いているところでございます。

○石田委員

たぶんこれは現在のところでは、まだ解釈の域は出ないのですけれども、除排雪業務というのは建設業務ではないという解釈でよろしいのでしょうか。

○建設部安田次長

労働者派遣法の読み取りの担当の国の部局に聞いておりますので、私どもの判断というわけではなく、国でそのように判断いただいたということで理解願いたいと思います。

○石田委員

大変グレーな部分ということで、あまり突っ込んでいる状態ではないので、これは先ほどほかの委員の方の答弁で、来週北海道労働局へ行かれてそこら辺の結論が出るということで、それがはっきり次第ぜひお知らせ願えればと思います。

それでは、先ほどお聞きいたしました下請ということでございますけれども、もともと下請を認めてきたというのは、この除雪において、どういう業務がスタートだったかお答えください。

○建設部安田次長

私も平成 13 年度から総合除雪を設置してまいりましたけれども、なかなか記憶が明らかではないのですけれども、初めのころは、砂まきを中心に要綱等の整理をしてきたものでございます。

○石田委員

結局、通常の除排雪については各ステーション、各 J V の構成員の方々のダンプなり、それから機械なりというのは結構お持ちなのですけれども、砂まきの機械までなかなか持っていない。そうしたら、今、結局七つステーションがあるのですけれども、実際に砂まき業者というのは何社ございますか。

○（建設）雪対策課長

砂まき業者ですが、砂まきを自社でやる会社といたしましては 4 社確認しております。

○石田委員

こういう業務的に特殊な部分は、やはり仕方がないと思うのです。そして、こういう下請というのはいつごろから通常の除雪業務にも下請ということを認めてきたのですか、これいつごろからでしょうか。

○（建設）庶務課長

古い部分までは把握できてはいないのですけれども、今わかっている時点では、平成 18 年度からはもう下請という形ではやっていた状況ではございます。

○石田委員

これも森井市長が言っている、やはり解釈の拡大がつまり長年の間に行われている。何のための事前登録なのか、行政の責任として申請書類のチェックは相当しっかりやってもらわないと困るかと思います。

それでは、現在、地域総合除雪業務の入札に向けた仕様書、募集要綱などを作成中だとお聞きしておりますが、そこでお尋ねします。例外はもちろんある、大前提として小樽市が発注者ですから、主導権は小樽市にあるということによろしいですね。

○（建設）庶務課長

主導権といいますか、業務的には市が定めた仕様に基づいて業務を実施して委託を行っているという状況でございます。

○石田委員

一応市民のためにきちんとした除雪をしてもらうためには、小樽市がきちんとした基本姿勢を決めている。これは当然だと考えますが、これによろしいですね。

○建設部安田次長

下請等の話と要綱の部分での全体の部分と、いろいろと大きな範囲での話かとも思いますので、ここの部分につきましては、3 社、4 社の部分についても要綱で定める部分となりますので、これにつきましては、現在、いろいろな多方面の意見もいただいておりますので、広い見解の中で確認をとりながら決めていかななくてはならないと思っております。

○石田委員

実は私は、以前、議員になる前、ある事務機・事務用品のそういう会社に勤めていまして、ちょうど山田勝磨市長が財政再建プロジェクトでしたか、その時代ですけれども、突然コピー機の入札のときに、リース料から保守料金から全てもう市の押しつけというか、それをのまざるを得ない、そんな入札がございました。

しかし、我々はそれに対して一切抗議をせず、そのままそれを守って入札に参加いたしました。私は、結論として言いたいのは、建設業者の方というのは、何と横柄というか、もう全く、すごい私が、そのころの営業マンの感覚としてみれば、かなり高飛車なそういう態度で今この入札条件に首を突っ込もうとしております。私は、ちょっと違うのではないかと思うのです。だからといって、あまりにもひどいものであれば別ですけれども、これはやはりきちんと小樽市が主導権を持ってそういうものをつくっていくべきだと私は考えるのです。

ただ、以上のように全てを一遍に変えるということは確かに難しいとは思いますが、前年度の検証、そして反省を踏まえて、制度の変更や作業の仕方、そして小樽市が本来希望する状態へ小樽市が主導権を持って取り

組んでいってほしいと考えますが、その最後の意気込みを聞かせていただいて私の質問を終わります。

○建設部長

意気込みをということでございますけれども、先ほど来質問があったとおり、昨年度行った除雪事業については検証を進めているということでございます。

それからもう一つ、我々は誰のために仕事をするかということ、市民の皆様の冬の安全を確保するための仕事でございます。その中で私どもが何をやらなければならないのかということ、たたき台をつくるという意味では、我々に主導権といいますか、イニシアチブとか、これは市民の皆様の意見を伺いながらやっていかなければならないと思います。

それからもう一つ、あと、ただ無理難題というのを、いくら私どもが主導権を持っていたとしても、先ほど石田委員もおっしゃいましたけれども、無理難題ということにはなりませんから、そこをどこまで私どもは、市民の皆様のために行わなければならない事業をどれだけすり合わせができる、実現できるかといったことも考えなければならないと思います。そういったことを総合的に勘案して、これからの今年度の除雪、それについては検討を進めなければならないと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 35 分

再開 午後 5 時 48 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

共産党は、継続審査の中の陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求める討論を行います。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修については、5 月末の側溝工事によって陳情されていた住民から喜びの連絡を受けています。工事は完了しました。

陳情の趣旨は、側溝を改修して雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であり、雪解け時期の状況、経過を見て判断したいと思います。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、この冬は少雪によって何とか過ごしてきました。しかし、地元住民からは、今後の不安の声が届いています。この地域の福祉施設や保育園に関係する車両の交通量、北山中学校や高島小学校の通学路になっている特殊性を考慮すれば直ちに対処すべきであります。

地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも特段の配慮が必要であり、陳情の願意は妥当です。

議員各位においては、陳情の趣旨を御理解いただいて、ぜひ採択いただきますようお願い申し上げて討論いたします。

○前田委員

自民党を代表して、陳情第 4 号御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査を主張して討論を行います。

陳情第 4 号につきましては、平成 28 年第 1 回定例会の本会議でも申し述べましたように現地視察を行い、陳情箇所の実情は地域住民のお話をお聞きして十分に認識しております。

また、陳情第 10 号につきましても、同じく平成 28 年第 1 回定例会で申し述べましたように現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情については直接地域住民からお話をお伺いして十分に認識しております。

詳細につきましては、本会議場で詳しく述べさせていただきます。

なお、当委員会で継続審査が否決された場合、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

各会派、各議員の賛同をお願いし、討論いたします。

○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、いずれも継続審査を求める討論を行います。

まず、陳情第 4 号であります。

これまででも、現地では当面の措置として一部の舗装面の補修や舗装の水たまり処理のため、水切りなども行われてまいりました。その後、建設部において検討され、委員会報告にもありましたように 5 月 28 日、舗装の打ち替えを施工し、当面の措置として一定の効果があつたと伺ったところであります。

しかし、側溝に関してであります。この道路は狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ、事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めて総合的に審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第 10 号であります。

昨年 12 月 16 日、建設常任委員会で現地を視察し、地元住民の皆様から意見を伺ったところであります。この道路は、特別養護老人ホームや赤岩保育所など公的施設が多くあり、交通量の多いところと認識しております。委員会質疑で確認されましたが、この市道は第 2 種路線ということで、前年の除排雪よりも道路幅など一定の管理ができたとの答弁がありました。ただ、少雪の影響が多であつたと考えているところであります。

この道路は狭隘であり、道路構造の問題もあります。また、特別養護老人ホームなど、公的施設の建設時には市と地域との間で除雪についての協議もあつたようではありますが、今日現在、確認できていないところあります。これらも含めて、さらに審議が必要であると思しますので継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されましたので、陳情第 4 号について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 10 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。